

法科大学院認証評価

自己評価書

学習院大学大学院法務研究科法務専攻

平成20年6月

学習院大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	2
II	目的	3
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	4
	第2章 教育内容	9
	第3章 教育方法	20
	第4章 成績評価及び修了認定	31
	第5章 教育内容等の改善措置	44
	第6章 入学者選抜等	47
	第7章 学生の支援体制	59
	第8章 教員組織	68
	第9章 管理運営等	82
	第10章 施設、設備及び図書館等	96

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名
学習院大学大学院法務研究科（法科大学院）

(2) 所在地
東京都豊島区目白1丁目5番1号

(3) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：125名

教員数：14名（うち実務家教員6名）

2 特徴

(1) 沿革と理念

学習院大学は、開学以来、スクール・オブ・ガバメントの理念を掲げ、発展してきた。1964年には政経学部から独立した法学部を設け、1972年には、大学院法学研究科を発足させた。この法教育体制のもとで、多くの優秀な人材を法曹界に送り出し、彼らは、裁判官・検事・弁護士の三分野において立派な活躍をしている。

(2) 開設

学習院大学は、平成16年4月1日に、学生定員65名（未修者15名、既修者50名）の法科大学院を開設した。これは、上記の沿革と理念とを基盤に司法制度改革の理念に正面から取り組み、本来の法曹教育を追求しようとするものである。そのことは、次にあげる主要な特徴に現われている。

(3) 主要な特徴

(ア) オーソドックスな法曹養成教育 裁判官・検察官・弁護士のすべての法曹分野に人材を送り出す目的で、全法分野にまんべんなく力点を置いた教育を行っている。カリキュラム内容はもとより各科目の教育実践をとおして、従来の法学部では行われていなかった法実務訓練の要素を導入するとともに、実務のあり方をふまえた高度な理論的法学教育を行っている。

(イ) 優秀な教授陣 そのようなオーソドック

スな法曹養成教育を実践するためには、しっかりと教授陣を構成する必要があるが、幸いにして発足以来それを実現することができた。実務家教員6名を含む14名の専任教員は、いずれもその専門法分野で優れた研究、教育、法実務上の経歴を有しており、さらに、法学部法学科所属の教員は、優れた研究業績をもとに、法科大学院の教育にも参画している。

(ウ) 徹底した少人数教育 上記二つの特徴は、徹底した少人数教育によって維持されており、これをも特徴としてあげることができる。前述のように、学生定員を小規模のものとしたことは、授業クラスの人数を30人から40人、多くても60人ほどに編成でき、対話方式の教育の実施を容易とさせている。さらに、教授一人に対して法学既修者の場合7人程度、法学未修者の場合5人程度というクラス編成をする「起案等指導」の授業は、学生の個別の資質に応じた法実務教育を実現させている。

(4) その他の特徴

以上のほか、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という）が勉学にふさわしい環境にめぐまれていることもあげることができる。

まず、大学キャンパスは、交通至便な地にあり、豊かな樹木のなかに落ち着いた雰囲気をもってしている。このことは、法科大学院学生の誰もが賛美するよき学習環境である。

次に、教師と学生の間に関係がみられることは、学習院大学のよき伝統であると広く認められてきたが、法科大学院においてもこれが継承され、他大学から入学した法科大学院学生が異口同音に評価する人的雰囲気である。

さらに、施設面についても、たえず学生の要望に応え、満足感を与えているし、近く、一層充実した施設が完成することとなっている。

Ⅱ 目的

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを基本目的としている。これは、すでによく指摘されているように、日本の法曹人口が欧米先進諸国に比して過少であること、特に地方における法律サービスが不十分であることに対応するためである。そのためには、社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起する。こうした状況は、法科大学院発足以来5年を経る今日でも、対応すべき対象であることに変わりがない。それ故、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識をバランスよく身に付けた法曹の養成が必要とされている。この見地から、本法科大学院では、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置き、以下のような法曹養成教育をしている。

(1) ビジネス・ロイヤーの養成

今日急速に需要が高まっている企業法務の領域で活躍できるビジネス・ロイヤーないしコーポレート・ロイヤーの養成を重要な目標としている。そのために、本法科大学院のカリキュラムの中に、ビジネス・プランニングや金融法、企業法といった、いわばビジネス・ローの諸科目が配置され、企業法務の経験豊かな弁護士の実務家教員を中心に教育体制が整えられている。

(2) ビジネス・ロー領域以外も重視

上記のことは、他の領域を軽視する趣旨ではない。たとえば、現代国家において公法上の紛争は増大しつつあり、憲法訴訟や行政訴訟を専門とする法曹の需要も高まっている。そこで、かかる公法分野に強い法曹を養成することにも力を注いでいる。また、刑事法分野の重要性は、いうまでもないことであり、検察官や刑事裁判官、刑事事件を専門とする弁護士を目指す者のために、刑事分野の経験豊かな裁判官・検察官出身の実務家教員を配置して、実務刑事法教育に万全の態勢をしいている。

(3) 法律サービスに恵まれない地域に献身する法曹の養成

法科大学院の設置は、単に実務法曹を養成するためでなく、憲法の「法の支配」の理念を実質化していくための抜本的な改革であることに思いを致せば、国民のための司法の担い手になるという意欲をもった法曹をこそ育てるべきであると考えられる。その意味で、ビジネス・ローの最前線でなくとも、法律サービスに恵まれない地域の人々のために、縁の下の力持ち的役割を進んで引き受ける法曹がいてよい。本法科大学院は、そのような高い志をもった法曹をできるだけ多く輩出していくことを目指している。

これらの具体的教育目的は、前述した本法科大学院の第一の特徴であるオーソドックスな法曹養成教育ということの反映であり、これについて、オールラウンドな法曹養成を行っているとの性格付けをしてきたところである。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

法科大学院は、法曹養成に特化した法学教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的とする。改めて指摘するまでもなく、わが国の法曹人口は欧米先進諸国に比して著しく過少であり、とりわけ地方においては国民が満足な法律サービスを受けられない状態が依然として続いている。社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、国境を越えた人的・物的交流がますます盛んになりつつある今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する。それぞれの状況に適切に対処するためには、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識が求められる。これらの感覚、視野、知識をバランスよく備えるとともに、それに基づいて実務をこなす能力を身につけた法曹が必要とされているのである。このことは在野法曹についてのみならず、裁判官や検察官についても当てはまるであろう。学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）では、以上の見地から、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標として、その達成に努めるものである。

本法科大学院の教育課程は、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域のいずれにおいてであれ、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてであれ、十分にその務めを果すことができるようなオールラウンドな力を養うことに力点を置いている。それは、高度専門職業人としての法曹になるためにはどの領域でも通用するような土台ができていなければならないとの考え方に基づくものであるが、同時に、これまで弁護士のほかに裁判官や検察官として第一線で活躍する人材を少なからず輩出してきた本学の伝統を受け継ぎさらに発展させようとするということでもある。そのため、本法科大学院のカリキュラムはきわめてオーソドックスな内容になっているとすることができる。しかし、それは、まず基礎学力の涵養に努め、次いで基礎から応用まで無理なく学力を伸ばしていけるように各科目を配置した結果であり、学生たちが法律基本科目を中心に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランスよく受講することが期待されている。

上記の教育目的を実現するために、本法科大学院は、厳格な成績評価及び修了認定を行っている。成績評価については、予め成績評価基準を設定し、これをシラバスで公表するとともに、成績分布を公表して客観的かつ厳格な評価を実施している。また、本法科大学院は、進級制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級の各段階において、厳格な成績評価に基づいて進級の可否を決定しており、最終的な修了認定についても、同様に厳格な姿勢で臨んでいる。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

本法科大学院の教育の理念・目的は、本法科大学院のホームページ及び広報誌において明確に示しているほか、毎年学内外で数度にわたり行われる法科大学院の入試説明会等の機会をとらえて、外部に表明している。

(ホームページ <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b2.html> 及び別添資料 3 「広報誌」)

また、毎年入学者に対して行われるガイダンスにおいても、本法科大学院の教育の理念・目的を説明し、周知を図っている。

資料「平成 20 年度新入生ガイダンス概要」

第1回

対象:合格者

開催日時:平成 19 年 12 月 1 日(土)13:30~15:30

開催場所西 2-502 教室

内容: 13:30 法務研究科長・野坂教授のお話

14:00 長谷部教務委員のお話

教員紹介・質疑応答

14:45 施設案内(希望者のみ)

15:30 終了予定

第2回

対象:新入生及び在學生

開催日時:平成 20 年 3 月 15 日(土)13:30~15:00

開催場所:西 2-501 教室

内容: 13:30 履修要覧等交付

14:00 履修ガイダンス

・ 法務研究科長・野坂教授からのお話

・ 教務委員・長谷部教授からのお話

・ 質疑応答

・ 事務連絡

第3回

対象:新入生

開催日時:平成 20 年 4 月 1 日(火)8:50~15:00

開催場所:西 2-502 教室

内容: 8:50 学生証交付

9:00 法経図書センターガイダンス

9:30 学生相談室ガイダンス
10:00 担当教授との個別面談
12:30 判例検索データベースガイダンス

本法科大学院が養成しようとする法曹とは、市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題を処理することのできるオールラウンドな力をもった実務法曹である。このような法曹を育てるために、本法科大学院の教育は、オーソドックスな内容ではあるが、基礎学力の涵養に努めることに主眼を置いている。詳しくは、第2章以下の記述に譲るが、本法科大学院では、3年間で履修する授業科目を、必修科目、選択必修科目、選択科目の3類型に分け、全体として、基本的・基礎的なものから応用的・発展的なものへと、順次履修できるように配列している（その詳細については、履修規程及びシラバスを参照）。必修科目は、公法、民事法、刑事法の全分野にわたって、法曹として当然修得しているべき基本的内容をなす科目と実務家として備えておくべき素養に係る科目である。また、選択科目は、現代社会の様々な法律問題や法制度の基本を考察する科目である。さらに、偏った履修は、上述の本法科大学院の教育の理念・目的に反することから、選択科目のうちの一定単位を選択必修科目として履修させることとしている。本法科大学院では、各学期の開始前に学生の履修希望を予めアンケート調査し、バランスよく履修できるように時間割やクラス編成を工夫している。（別添資料4-1「平成20年度法科大学院授業時間割表」参照）そのため、学生の履修は効率よく適正に行われている。

平成16年4月の開設以来、本法科大学院の教育の理念・目的に沿った授業が展開され、学生の履修状況にも特に問題は認められない。当初の構想どおりの教育成果を上げつつあると考える。

【解釈指針1-1-2-1】

資料「平成20年度履修登録者数」

基準3-1-1に係る状況参照

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

本法科大学院では、開設以来、司法制度改革の理念に忠実な法科大学院たらんと努力してきた。すなわち、国民のための司法の担い手となる質の高い法曹を養成するために必要な高度な法学専門教育を行うということである。たとえば、「ソーシャル・スキル」のような、新司法試験とは全く無縁な授業を学生に履修させていることは、将来実務法曹として活躍する上でコミュニケーション能力の開発が不可欠であるとの認識に基づくものであり、このような基本姿勢は本法科大学院の優れた点に数えられると自負している。

(2) 改善を要する点

法科大学院の目指すところは上記のとおりであるが、学生にとっては法科大学院修了後に受験する新司法試験に合格することが最大の関心事であることは否定できない。そのため、ともすれば、法科大学院での勉学の意味を理解できず、いたずらに遠回りをしてしまう学生も見受けられる。法科大学院の教育の理念・目的について、なお一層周知徹底を図る必要があると考えている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

教育課程の詳細については、別添資料1-1「平成20年度法科大学院履修要覧・シラバス」87頁以下「学習院大学法科大学院履修規程」(以下「履修規程」という。)を参照されたい。

以下では、教育課程の特徴について述べる。

- ・未修者1年次で、法律基本科目をひとつお概観し、基本的な知識を修得することのできる教育課程となっている。一例を挙げれば、前期に「民法入門1～3」(計8単位)が配置されるなど、短期間で集中的に法律基本科目の授業がされるようになっている。
- ・2年次では、法律基本科目についてさらに高度な知識を修得し、理解力を深めることのできる教育課程となっている。また、展開・先端科目を選択科目として履修することもできる。この段階で未修者と既修者とが同一のクラスにおいて学習し、討論等を行うことによって、学習効果も高まっている。
- ・3年次では、主として展開・先端科目を履修し、応用力を養うとともに、法律基本科目に関する演習(選択科目)を履修することによって、法律基本科目の学力をさらに向上させることもできる。また、法曹としての責任感や倫理観を涵養するべく、「法曹倫理」2単位が必修科目として配置されている。
- ・以上のように、1年次では、法律基本科目の基礎的な内容について履修し、2年次では、法律基本科目の応用的な内容及び展開・先端科目について履修し、3年次では展開・先端科目の履修を中心に、高度な法律知識を修得できるようになっている。実務基礎科目に関しては、1年次から3年次までの各学期に配置されている「起案等指導1～6」により、法文書作成や口頭の報告の能力を段階的に深化させることができるほか、2年後期から3年次までに配置されている3つの必修科目(「民事訴訟実務」、「刑事実務」、「法曹倫理」)及び2つの選択科目(「模擬裁判」、「民事手続法演習(和解と交渉)」)の履修を通じて、法律基本科目の理解を基礎としつつ、実務に必要な知識や技能を修得できるようになっている。
- ・学部のカリキュラムにおいては、基礎的な法律知識の修得に重点を置いており、そこで得られる法律知識は、未修者1年次で履修する法律基本科目の内容にほぼ対応する。法学既修者は、学部における法学教育によって十分な法学知識と理解力を有する

にいたった者であり、法科大学院における双方向・多方向の授業を経験することにより、応用力や総合的な判断力を養うことができるものと想定されている。

【解釈指針 2-1-1-1】

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 法律基本科目

法律基本科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

憲法または行政法

「公法入門 1・2」、「憲法訴訟 1・2」、「行政法 1・2」、「公法演習」

民法

「民法入門 1～4」、「民法判例研究 1・2」、「民法事例研究」、「家族法」
「民事法演習 1・2」(平成 19 年度・20 年度は休講)

商法

「商法入門 1・2」、「民事法基礎演習」、「企業組織法」、「企業金融法」、
「現代商取引法」

民事訴訟法

「民事訴訟法入門 1・2」、「民事訴訟法判例演習 1・2」

刑法

「基礎刑法」、「刑事法基礎演習」、「刑法(上級) 1・2」、
「刑事法演習 4(刑事法判例研究)」

刑事訴訟法

「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法(上級) 1・2」

上記の各科目は、それぞれの法分野における基本原則の理解、見解が分かれる論点に関する判例・学説の状況と対立点の理解、具体的な事件への理論のあてはめとその結果の妥当性の検証などを内容とするものである。

重要な判例や必読とされている文献を教材として、実務に必要とされる基本的な知識を修得させるとともに、いまだ解決されていない問題に対応する能力を養うことを目的としている。

【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「民事訴訟実務」、「刑事実務」、「法曹倫理」、「起案等指導 1～6」、「模擬裁判」、「民事手続法演習（和解と交渉）」

上記の各科目のうち、「起案等指導 1～6」以外の科目は、裁判官または弁護士としての経験の豊富な実務家教員が担当している。法文書の作成を内容とする「起案等指導 1～6」は、実務家教員のほか、研究者教員も担当し、それぞれの責任において教育内容を決定しているが、合同の会合を開くなどして、教育方法とその成果に関する情報を交換し、教育内容の統一を図っている。

【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「法情報調査」、「比較法 1～3」、「アメリカ法 1・2」、「法理学」

「法情報調査」は、1年次生（法学未修者）及び2年次生（法学既修者）全員を対象として、判例・文献の検索の仕方、図書館の利用法、雑誌・図書の探し方などを修得させることを内容とする。

「比較法 1～3」と「アメリカ法 1・2」は、法の国際比較を通して、法の解釈・立法に関する視野を広げ、思索を深めることを目的としている。

「法理学」は、法哲学の観点から実定法に対する理解を深め、応用力を養うことを目的としている。

【解釈指針 2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「借地借家法」、「消費者法」、「医療と法」、「信託法」、
「金融商品取引法」、「金融法演習」、
「企業法務 1・2」、「ビジネスプランニング 1・2」、
「民事法総合演習 1（民事保全）」、「民事法総合演習 2（破産）」、
「民事法総合演習 3（担保・執行）」、「民事法総合演習 4（民事再生）」、
「民事法総合演習 5（M&A）」、
「刑事法演習 1（少年法）」、「刑事法演習 2（刑事司法政策論）」、
「刑事法演習 3（経済刑法）」、
「労働法 1・2」、「租税法 1・2」、「経済法 1・2」、「知的財産法 1・2」、
「国際法」、「国際経済法」、「国際私法 1・2」、「国際私法演習」、
「環境法 1・2」

上記の各科目は、一般民事、企業法務または刑事法をそれぞれ専門とする法曹に要求される基礎的な事項の理解力と高度の専門的知識を修得させることにより、先端的問題に対する関心と解決能力とを高めることを目的としている。

【解釈指針 2-1-2-4】

法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されているものの中に、実質的に法律基本科目に該当する授業科目は含まれていない。平成 19 年度までは、「現代商取引法」と「刑事法演習 4（刑事法判例研究）」が展開・先端科目として開設されていたが（平成 19 年度履修要覧 51 頁・59 頁〔別

表5]参照)、これらの授業科目は法律基本科目として位置づけるのが適切であると判断したため、履修規程を改正し、平成20年度からは法律基本科目の選択科目として開設している(平成20年度履修要覧90頁・98頁[別表2])。

【解釈指針2-1-2-5】

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

1. 基準 2-1-2 の各号の授業科目の必修・選択の内訳及び単位数

(1) 法律基本科目

公法系科目 14 単位 (必修科目 12 単位・選択科目 2 単位)

必修科目 1 年次 4 単位 (「公法入門 1・2」)

2 年次 8 単位 (「憲法訴訟 1・2」、「行政法 1・2」)

選択科目 3 年次 2 単位 (「公法演習」)

民事系科目 44 単位 (必修科目 30 単位・選択科目 14 単位)

必修科目 1 年次 20 単位 (「民法入門 1～4」、「商法入門 1・2」)

「民事訴訟法入門 1・2」)

2 年次 10 単位 (「民法判例研究 1」、「企業組織法」、「企業金融法」)

「民事訴訟法判例演習 1・2」)

選択科目 1 年次 2 単位 (「民法基礎演習」)

2 年次 10 単位 (「民法判例研究 2」、「民法事例研究」、「家族法」)

～3 年次 「民法演習 1・2」(平成 19 年度・20 年度は休講))

3 年次 2 単位 (「現代商取引法」)

刑事系科目 16 単位 (必修科目 12 単位・選択科目 4 単位)

必修科目 1 年次 4 単位 (「基礎刑法」、「基礎刑事訴訟法」)

2 年次 8 単位 (「刑法(上級) 1・2」、「刑事訴訟法(上級) 1・2」)

選択科目 1 年次 2 単位 (「刑事法基礎演習」)

3 年次 2 単位 (「刑事法演習 4 (刑事法判例研究)」)

【解釈指針 2-1-3-1】

(2) 法律実務基礎科目

15 単位 (必修科目 12 単位・選択科目 3 単位)

必修科目の内訳は、以下のとおりである。

ア 「法曹倫理」(3 年次・2 単位)

(法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容)

イ 「民事訴訟実務」(2 年次・2 単位)

(要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎)

ウ 「刑事実務」(3 年次・2 単位)

(事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎)

エ 「起案等指導 1～6」(1～3 年次・各 1 単位、総計 6 単位)(法文書作成を含む)

【解釈指針 2-1-3-2 (1)】

選択科目としては、「模擬裁判」(3 年次・1 単位)、「民事手続法演習(和解と交渉)」(3 年次・2 単位)が開設されている。前者は、計 2 クラスが開講されており、いずれも民事事件を素材としている。後者は、「ローヤリング」に相当する授業科目であり、模

擬和解や交渉シミュレーションの実践を通じて、和解・交渉の技能を修得することを目的としている。「クリニック」や「エクスターンシップ」については、今後実施を検討している。

【解釈指針 2-1-3-2 (4)】

「法曹倫理」は、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための科目である。また、「起案等指導 1～4」においても、ソーシャル・スキルに関する講義が行われている。これは、人と接するときどのような言葉づかいや態度・マナーを心掛けるべきかを、具体的な場面を想定しながら解説するものであり、依頼者との関係で法曹としてもつべき責任感や倫理観を涵養することに留意した内容となっている。

【解釈指針 2-1-3-2 (2)】

「起案等指導 1～6」は必修科目であり、学生を少人数のクラスに振り分けて実施している。学生に法文書（訴状、準備書面、法律意見書、調査報告書）を作成させ、添削指導を行うことを内容としている。

【解釈指針 2-1-3-2 (3) イ】

公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目及び専門的訴訟領域の実務に関する授業科目の開設が望ましいものの、まだ開設にはいたっていない。

【解釈指針 2-1-3-2 (5)】

(3) 基礎法学・隣接科目

13単位（開設科目の内容については、基準 2-1-2 の箇所を参照）

このうち1単位は「法情報調査」（1・2年次配当）であり、すべての学生を対象として実施している。（別添資料 1-4 「平成 20 年度法科大学院新入生等行事予定表」参照）

【解釈指針 2-1-3-2 (3) ア】

13単位の中から、4単位を選択必修としている。

【解釈指針 2-1-3-3】

(4) 展開・先端科目

66単位

このうち16単位が選択必修である。

平成 19 年度に開講した授業科目は、以下のとおりである。

2年次及び3年次配当

「借地借家法」、「消費者法」、「医療と法」、「信託法」、「企業法務 1・2」、
「民事法総合演習 1（民事保全）」、「民事法総合演習 2（破産）」、
「民事法総合演習 3（担保・執行）」、「民事法総合演習 4（民事再生）」、
「労働法 1・2」、「租税法 1・2」、「経済法 1・2」

3年次配当

「金融法演習」、「ビジネスプランニング 1・2」、
「刑事法演習 1（少年法）」、「刑事法演習 2（刑事司法政策論）」、
「刑事法演習 3（経済刑法）」、
「知的財産法 1・2」「国際法」「国際経済法」「国際私法 1・2」「国際私法演習」

平成 20 年度には、以上に加えて以下の授業科目も開講している。

「民事法総合演習 5」、「環境法 1・2」、「金融商品取引法」

（いずれも 2 年次及び 3 年次配当）

これらの授業科目のなかから履修する科目を選択するにあたり、学生が適切な判断をすることができるように、履修モデルにおいて授業科目を提示している（平成 19 年度

履修要覧 53 頁・61 頁、平成 20 年度履修要覧 93 頁・101 頁参照)。

- ・ 企業法分野で活躍する法曹を養成するのに必要な授業科目
「金融法演習」、「ビジネスプランニング 1・2」、
「民事法総合演習 1・2」、「労働法 1」、「経済法 1」、「租税法 1・2」、
「知的財産法 1・2」、「国際経済法」、「国際私法 1・2」
- ・ 一般民事法分野で活躍する法曹を養成するのに必要な授業科目
「借地借家法」、「消費者法」、「医療と法」、「信託法」、「民事法総合演習 1～4」
「労働法 1・2」、「租税法 1」、「知的財産法 1」、「国際私法 1」
- ・ 刑事法分野で活躍する法曹を養成するのに必要な授業科目
「消費者法」、「民事法総合演習 1・2」、「刑事法演習 1～3」、「労働法 1」、
「租税法 1・2」、「知的財産法 1」、「経済法 1」、「国際法」、「国際経済法」

【解釈指針 2-1-3-4】

2. 修了に必要な総単位数に占める (1) から (4) までの科目の割合

修了に必要な単位は、総計 100 単位以上であり、必修科目の総単位数は 66 単位である。このうち、54 単位が法律基本科目であり、12 単位が法律実務基礎科目である。

選択必修科目の総単位数は 20 単位であり、基礎法学・選択科目から 4 単位、展開・先端科目から 16 単位を選択することになっている。

このほか、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の中から 14 単位を選択することができる。ただし、法律基本科目については 12 単位が上限とされている (以上、学習院大学法科大学院履修規程第 1 条参照)。

以上から、修了に必要な 100 単位のうち、法律基本科目の単位数が 66 単位を超えることはない仕組みになっている (基準 4-2-1 (3))。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

大学設置基準第21条第2項第1号は、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」と定めている。

学習院大学は、この規定にしたがい、講義及び演習については15時間の授業をもって1単位とする旨を定めている(学習院大学学則第11条第2項第1号)。

本法科大学院においても、この基準にしたがい、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とし、原則として1回2時間の授業15回をもって2単位としている。ただし、演習科目のうち「起案等指導1～6」及び「模擬裁判」については、1回2時間の授業8回(計16時間)をもって1単位としている。

また、大学設置基準第23条は、「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」と定めている。

本法科大学院の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行われている。ただし、法情報調査については、年度初めに集中的に行う必要があることから、5日間にわたり、15時間の授業を行っている。

休講をした場合は、必ず補講を実施している(資料参照)。平成19年度は非常勤講師が担当する若干の授業で補講を実施することができなかったが、それは、やむをえない事情により時間の都合がつかなかったことによるものである。平成20年度においては、非常勤講師に関しても休講した場合は必ず補講を実施することを徹底して求めている。

資料「平成19年度休講補講一覧」

第1学期				
	授業科目名	担当教員名	休講月日	補講月日
1	起案等指導1	紙谷教授	4/26(木)5限	5/25(金)4限
			5/31(木)5限	6/1(金)3限
2	民法入門3	沖野講師	6/25(月)2限	6/14(木)3限
			6/28(水)2限	6/21(木)3限
4	刑事法演習4	龍岡教授	6/27(水)2限	6/29(金)5限
5	民法判例研究1	岡教授	6/6(水)5限	6/16(土)3・4限
			7/11(水)5限	
6	民法入門2	山下教授	7/3(火)2限	7/6(金)2限
7	租税法1	西田講師	4/28(土)2限	—

8	経済法 1	松山講師	4/21(土) 2限	—
第2学期				
	授業科目名	担当教員名	休講月日	補講月日
1	刑事法演習 1	龍岡教授	9/26(水) 2限	9/28(金) 4限
			10/24(水) 2限	10/26(金) 4限
			11/28(水) 2限	11/30(金) 4限
2	刑事法基礎演習	龍岡教授	9/26(水) 3限	9/28(金) 5限
			10/24(水) 3限	10/26(金) 5限
			11/28(水) 3限	11/30(金) 5限
3	起案等指導 2	紙谷教授	9/27(木) 5限	11/26(月)5限 12/3(月) 5限
4	ビジネスプランニング 2	渡部教授	9/27(木)2限	10/22(月) 3限
5	民事訴訟法判例演習 2	長谷部教授	10/22(月) 2限	10/26(金) 4限
6	租税法 2	西田講師	9/22(土) 2限	—
			11/24(土) 2限	—
7	信託法	沖野講師	11/22(木) 2限	10/25(木) 4限
			12/6(木) 2限	11/15(木) 4限
			12/13(木) 2限	11/29(木) 4限 12/20(木) 4限
8	民事法総合演習 1 (民事保全)	長沢教授	12/5(水) 4限	12/7(金) 4限
9	民事法総合演習 2 (破産)	長沢教授	12/5(水)3限	12/18(火) 6限
10	民法判例研究 2	荒木教授	1/9(水) 6限	12/15(土) 3限
11	刑法 2	龍岡教授	12/21(金) 2限	12/14(金) 4限
			—	12/19(水)5限
			—	1/14(月) 1限

12	法曹倫理	紙谷教授・他	12/24(月)6限	12/21(金)2限
			1/14(月)6限	12/21(金)4限
13	経済法2	松山講師	1/19(土)2限	—

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

教育課程は、2年次までで法律基本科目を集中的に学び、3年次ではその知識・理解にもとづいてさらに応用的な科目を履修するという構成になっており、法律学全般について効率よく学ぶことができるように配慮されている。また、2年次においても、応用的な科目を履修することが可能であり、3年次においても、法律基本科目に関する演習を選択科目として履修することができる点で、個々の学生の能力に応じた教育・研究指導がされていると考えられる。

新司法試験の対策を目的とした授業を全く予定していないことはもとより、学部卒業生・法科大学院修了生による課外の受験対策講座も設けていない。新司法試験に合格するための試験勉強は、すべて学生の自主的な学習に委ねている。その結果、一部の学生からは、不安があるとの意見も述べられているが、法科大学院が試験対策に特化した授業や答案練習会の類を実施するべきではないという方針は、正しいものと考えている。

(2) 改善を要する点

実務基礎科目として、「クリニック」や「エクスターンシップ」をまだ実施していないが、それについては、実施する方向で検討を行っている。

修了要件をいっそう厳格にするため、3年次に法律基本科目の必修・選択必修科目を配置することも、検討に値すると考えられる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

少人数教育は本法科大学院の特色のひとつであり、この基準については問題なく充足している。以下、学年ごとに状況を説明する。

1年次（法学未修者）の入学定員は15名である。実際には2年に進級できなかった者などがいるため、これまでのところ実際の1年次在籍者数がそれを若干上回っているが、1学年1クラスで密度の濃い少人数教育が行われているところである。

2年次及び3年次においては、法学既修者の入学定員50名と1年次からの進級者をあわせて、65名が定員となるが、実際には、1年次から進級できなかった者や、退学をした者（旧司法試験合格者や進路を変更した者）がいるため、1学年あたりの在籍学生数は、これまでのところおおむね50名程度となっている。したがって、1学年1クラスで十分な少人数教育が行われている。また、2年次及び3年次については、いくつかの授業においては1学年を2クラスに分け、または複数の教員がともに授業を行うことで、より密度の高い教育を行っている。

【解釈指針3-1-1-1】

資料：各年度5月1日現在の在籍者数及び各年度末における休学者・退学者数

	定員	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
入学者数	65	66	53	59	53	56
1年次在籍者数	15	15	18	17	18	16
2年次在籍者数	65	51	48	63	59	59
3年次在籍者数	65	-	50	44	55	50
休学者 ・退学者数	-	1・3	1・2	3・5	2・6	-

資料：平成20年度履修登録者数

科目名	教員名	履修人数
公法入門1	常岡	15
公法入門2	野坂	15
憲法訴訟1	戸松	56
憲法訴訟2	戸松	56
行政法1	大橋	56
行政法2	櫻井	56
民法入門1	岡	15
民法入門2	山下	15

民法入門 3	水野	15
民法入門 4	荒木	15
民法判例研究 1	岡	28
民法判例研究 1	能見	28
商法入門 1	前田	15
商法入門 2	渡部	15
企業金融法	後藤	56
企業組織法	前田	56
民事訴訟法入門 1	大島	15
民事訴訟法入門 2	大島	15
民事訴訟法判例演習 1	大島	28
民事訴訟法判例演習 1	長谷部	28
民事訴訟法判例演習 2	大島	28
民事訴訟法判例演習 2	長谷部	28
基礎刑法	西田	15
刑法 1	鎮目	56
刑法 2	龍岡	56
基礎刑事訴訟法	津村	15
刑事訴訟法 1	馬場	56
刑事訴訟法 2	馬場	56
民事訴訟実務	大島	28
民事訴訟実務	長沢	28
刑事実務	龍岡 馬場	49
法曹倫理	紙谷・他	49
起案等指導 1	紙谷	5
起案等指導 1	橋本	5
起案等指導 1	山下	5
起案等指導 2	紙谷	8
起案等指導 2	橋本	7
起案等指導 3	大島	6
起案等指導 3	常岡	6
起案等指導 3	馬場	6
起案等指導 3	荒木	5

起案等指導 3	大橋	5
起案等指導 3	岡	5
起案等指導 3	草野	6
起案等指導 3	西田	6
起案等指導 3	能見	5
起案等指導 3	野坂	6
起案等指導 4	大島	6
起案等指導 4	常岡	6
起案等指導 4	馬場	6
起案等指導 4	大橋	7
起案等指導 4	岡	6
起案等指導 4	草野	6
起案等指導 4	能見	7
起案等指導 4	野坂	6
起案等指導 4	山下	6
起案等指導 5	龍岡	7
起案等指導 5	長谷部	7
起案等指導 5	前田	7
起案等指導 5	渡部	7
起案等指導 5	櫻井	7
起案等指導 5	戸松	7
起案等指導 5	水野	7
起案等指導 6	龍岡	7
起案等指導 6	長谷部	7
起案等指導 6	前田	7
起案等指導 6	櫻井	7
起案等指導 6	戸松	7
起案等指導 6	水野	7
起案等指導 6	渡部	7
公法演習	戸松 櫻井	22
公法演習	野坂 大橋	26
家族法	野村	25
民法判例研究 2	荒木	26
民法事例研究	水野	31
民法事例研究	荒木	28
民事法基礎演習	前田	14

刑事法基礎演習	西田	13
現代商取引法	後藤	33
刑事法演習 4	龍岡	44
模擬裁判	大島	16
模擬裁判	長沢	17
民事手続法演習	草野	20
民事手続法演習	草野	19
法情報調査	紙谷	18
比較法 1	石川	47
比較法 3	常岡	4
アメリカ法 1	紙谷	13
アメリカ法 2	紙谷	2
法理学	森村	40
借地借家法	荒木	31
消費者法	山下	12
医療と法	野村	22
信託法	能見	20
金融商品取引法	松本	9
金融法演習	前田	2
企業法務 1	渡部	31
企業法務 2	渡部	32
ビジネスプランニング 1	渡部	40
ビジネスプランニング 2	渡部	38

民法法総合演習 1	長沢	38
民法法総合演習 2	長沢	23
民法法総合演習 3	長沢	39
民法法総合演習 4	長沢	18
民法法総合演習 5	松本	16
刑事法演習 1	龍岡	25
刑事法演習 2	馬場	23
刑事法演習 3	西田	39
労働法 1	橋本	15
労働法 2	橋本	15
租税法 1	渕	16
租税法 2	渕	14
経済法 1	松山	19
経済法 2	松山	14
知的財産法 1	横山(久)	18
知的財産法 2	横山(経)	18
国際法	奥脇	5
国際経済法	阿部	3
国際私法 1	神前	4
国際私法 2	神前	4
国際私法演習	神前	3
環境法 1	常岡	10

本法科大学院においては、ある年次に配当される必修科目の単位を修得していない場合には次の年次への進級が認められず、その場合には、当該年度の取得単位は無効とされる（学習院大学法科大学院履修規程第3条。ただし、平成20年度入学者以降については、進級についての基準は変わらないが、秀又は優の評価を受けた科目については修得単位が有効とされる。改正前後の規程を資料として下に掲げた。）。したがって、ある年次に在籍しながら、その前の年次の科目を再履修している学生は存在しない。なお、本法科大学院は、他専攻等の学生の履修及び科目等履修生を認めていない。

【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

資料「学習院大学法科大学院履修規程第3条（平成19年度以前の入学者に対するもの）」

（進級の要件）

第3条 第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当される必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していないときは、それぞれ次の年次に進級することができない。
2 前項の規定によって進級することができなかった学生については、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。

資料「学習院大学法科大学院履修規程第3条（平成20年度以降の入学者に対するもの）」

（進級の要件）

第3条 第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当される必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していないときは、それぞれ次の年次に進級することができない。

2 前項の規定によって進級することができなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては、必修科目である法律基本科目については、それを単一の年次に配当している。したがって、定員が15名である1年次の配当科目については、この基準を問題なく満たしている。また、定員が65名である2年次及び3年次については、実際の在籍者数は1学年あたり50名程度となっていることもあり、1学年1クラスの授業についても、十分にこの基準を満たしているといえることができる。また特に、必修科目の一部については、複数の教員が同時に担当する(刑事実務)、1学年の学生を2つのクラスに分けて授業を行う(民事訴訟法判例演習1、同2、民法判例研究1、民事訴訟実務)といった方法で、より充実した少人数教育を行っているところである。

また、選択科目である法律基本科目については、2年次及び3年次のいずれにおいても履修可能とされているものもあるが、特定の年度において特定の科目に履修者が集中する、といった状況はみられない。また、選択科目である法律基本科目の一部(公法演習)については、1学年の学生を2つのクラスに分けた上で、各クラスを複数の教員が担当するという、きわめて充実した少人数教育を行っているところである。

以上のように、いずれについても、上記の基準を満たすものといえることができる。

【解釈指針 3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

(1) 本基準(1)にあるような専門的な法知識の確実な修得及び法曹としての必要な能力の育成のために、本法科大学院においては、まず、1年次に法律基本科目を中心とする基礎的・入門的科目を、2年次にやはり法律基本科目を中心としてその知識・能力を深化させる科目を、そして3年次には2年次までに習得した知識及び能力をさらに発展・展開することが可能になるような科目を、それぞれ配置している。1年次配当科目においては、知識の確実な修得に重点が置かれ、また演習科目においては法的分析能力及び法的議論の能力の育成に重点が置かれるなど、その重点の置き方はさまざまであるが、いずれの授業においても、学生の十分な予習を前提に、教員と学生間及び学生間の対話・議論をその中心に据えていることは、そのシラバスにおいても明らかにされている。

具体的には、一般的な法律科目においては、各教員は、①裁判例等の資料と設問が掲載された市販の法科大学院用教材書を用いる、②授業で用いる裁判例等が掲載された教材を自ら作成し、あらかじめ学生に配付する、③市販の教科書と判例集を指定し、関連する設問等をあらかじめ学生にあらかじめ配付する、といった方法により、学生に十分な予習を行わせ、双方向・多方向の授業を行っている。また、法理学や模擬裁判等といった一部の科目においては、その性質に応じて、授業の初回あるいは当初の数回が教員からの講義・説明に費やされているが、そのような科目においても、授業の初回あるいは当初の数回が経過した後は、学生の積極的な発言及び参加が求められているところである。このように本学においては、双方向・多方向の授業はすべての科目において採用されているということができる。

このような双方向・多方向の授業を可能にするための資料配付等には、本学学生に限り学外からもアクセスが可能な「学習院大学法科大学院教育研究支援システム」というウェブページも利用されている。また、各授業科目について座席表が作成されており、授業において学生の発言を促す際に用いられている。さらに、専任教員が相互に授業を参観している他、法科大学院教授会のあとに各学期に一回以上開催される教員懇談会において、それぞれの授業や学生の状況について情報交換を行っていることも、授業の方法の改善に資するものとして評価することができる。

各授業においてどのような教科書・資料が用いられ、どのように双方向・多方向の授業が行われているかについては、シラバスに記載されているとおりである。若干の例として、①戸松秀典教授の憲法訴訟1は、指定した教科書・判例集とは別に教材を配付し、それに関する質疑応答により授業を進めている、②能見善久教授の民法判例演習1は、

自ら作成した教材集に沿って授業を行うが、関連する事項や補足資料を授業の一週間前までにホームページで公開して学生に予習を行わせている、③馬場義宣教授の刑事訴訟法1は、市販のケースブックを指定し、掲載判例の事案の概要と判決理由の報告と設問の解答を学生に行わせている、といったものを挙げる事ができよう。

【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

現在、クリニック及びエクスターンシップは授業の一環としては実施していないが、毎年、数名が自発的にサマー・インターンなどの機会を通じてエクスターンシップの経験を得ている。その際、参加者には個別的に面接を行い、事情を聴取した上で、守秘義務や法令遵守などについての説明を行い、また、エクスターンシップ終了後にも面接し、報告を求めている。

【解釈指針3-2-1-4】

(2) 各年度において開講される授業の目的、授業内容、授業方法、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献、履修上の注意については、学生に配布する冊子「法科大学院履修要覧・法科大学院シラバス」及びホームページにおいて確認することができる。そのうち、「授業内容」においては、各回の授業で取り上げる内容が明らかにされており、また「成績評価の方法・基準」においては、「学期末試験」「レポート」「平常点」「その他」がどのような割合で考慮されるかが明らかにされている。

(3) 授業時間外における学習の充実を図るため、予習と復習の時間の適切な配分が可能になるように、時間割の上で、特定の日に多くの授業が集中せず、週日全体にさまざまな授業科目が分散するよう、工夫を凝らしている。

学生の予習を充実したものとするため、シラバス等により各回の授業で扱う内容が記載されているほか、授業に関連する資料は事前に印刷物として、あるいはウェブ上に設けられた「法科大学院教育研究支援システム」を通じて、授業前に学生に配付され、授業中の教員による指示だけでなく、シラバスに示されている授業計画と組み合わせることによって、予習等の計画的な実現が可能になっている。授業内容に関する学生の質問は各授業時間中に取り上げるほか、各教員が質問を受ける時間として、その授業の終了後やオフィスアワー、その他の時間を設けている。一律にオフィスアワーを設けるといった手法は採用しなかったが、学生の質問を受ける時間は十分に確保されているところである。具体的にどのような時間を、質問を受ける時間としているかについては、下記に一覧表で示した通りである。

学生の自習スペースとして、定員195人の学生及び法務研修生・法務研修生に対し、現在、166席の自習スペースが確保されている。これらの自習スペースの利用時間は、通年、日曜祝日を含め、7時から23時までとなっている。166席のうち135席に情報端末が設置されており、この情報端末から、大学のLANを経由することで、第一法規の法情報総合データベース、TKCの法科大学院教育研究支援システム、LICのLLI主要法律雑誌判例検索システムにアクセスすることができる。また、自習スペースの近くには判例時報、判例タイムズ、法学協会雑誌、最高裁判所判例集、民商法雑誌と法律判例文献情報が、バックナンバーも含め、配架する法科大学院学生専用の判例文献等資料室がある。

また、法学部、経済学部の学部生も利用する法経図書センター内の自習スペース352席や法経図書センター書庫内のキャレル(36席)を利用している学生もいる。法経図書センターの利用時間は月曜から金曜までは8時50分から20時(試験期間中は21時)まで、土曜は8時50分から18時までとなっている。本学の法経図書センターは、学内の法律関係文献をほとんど網羅しており、職員の専門性も高く、その管理運営には法科大学院も関わっているため、試験期間の開館時間延長や休日開講に合わせた開館日の設

定など教育研究に関する法科大学院の要請に十分答えることのできる仕組みとなっている。

この他、グループ学習のために、法科大学院の学生であれば利用できる部屋が確保されており、その他若干の演習室など、授業がない限り、利用できる部屋はある。

【解釈指針 3-2-1-5】

本法科大学院においては、「法情報調査」を唯一の集中講義として実施している。これは、入学した学生が、法科大学院における学習に必要な能力・技術を身につけることが出来るようにするための措置である。その際には、授業時間外における、とりわけ事後の学習に必要な時間が確保されるよう、授業終了後に複数回課題の提出を求めている。なお、平成 20 年度においては、「法情報調査」の 8 回の授業を、4 月 4 日、5 日、12 日、19 日にそれぞれ 2 回ずつ開講することで、授業時間外における学習により配慮している。

【解釈指針 3-2-1-6】

資料「教員が学生から質問を受ける時間についてのアンケート結果」

	1 法学部共同研究室または法務研究科長室を通じて事前にアポイントメントをとる	2 授業後	3 不在時以外随時
荒 木 新 五	○	○	○
大 島 崇 志	○	○	
長 沢 美智子	○		
龍 岡 資 晃	○	○	○
馬 場 義 宣	○		
渡 部 晃	○		
大 橋 洋 一	○	○	
紙 谷 雅 子	○	○	
神 前 禎	○	○	
戸 松 秀 典	○	○	
能 見 善 久	○		○
野 坂 泰 司	○	○	○
長谷部由起子	○	○	○
前 田 重 行	○		
阿 部 克 則			○
岡 孝	○		
草 野 芳 郎	○		
小 出 篤		○	○
後 藤 元		○	○
櫻 井 敬 子		○	
鎮 目 征 樹	○		
常 岡 孝 好	○		

津 村 政 孝			○
西 田 典 之	○		
野 村 豊 弘	○		
橋 本 陽 子	○	○	
刈 圭 吾	○		○
水 野 謙	○		
山 下 純 司	○	○	
横 山 久 芳		○	
松 本 真 輔	○	○	

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

履修規程第2条によって、履修科目として登録することのできる単位数の上限が、第1年次については33単位、第2年次については36単位、第3年次については44単位と定められている(このうち、第1年次に登録可能な単位数については、平成20年度入学者から2単位を加え、35単位に改正した。民事法基礎演習と刑事法基礎演習とのいずれについても学生に選択・履修させることが望ましいとの判断によるものである)。履修登録に関して、履修登録可能な単位数に算入しないなど例外とされる科目、除外される科目は存在しない。

【解釈指針 3-3-1-1】【解釈指針 3-3-1-2】

年次配当されている必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していない学生は、次の年次に進級することができず、当該年度の修得単位はすべてが無効となる(上記履修規程第3条。ただし、平成20年度入学者以降については、進級についての基準は変わらないが、秀又は優の評価を受けた科目については修得単位が有効とされる。このような授業科目については再度履修させることが必要であるとは言い切れない、との判断に基づくものである)。進級できなかった場合の履修登録可能な単位数の中には、再履修科目単位数が含まれる。

また、他の大学院等で履修した授業科目について修得した単位を本法科大学院における授業科目の履修により修得したと認定する場合には、それぞれの授業科目が配当されている年次において、履修登録したとみなされる扱いがなされている。履修登録可能な単位数の中には、他の大学院等で履修し、本法科大学院において修得したと認定された単位数が含まれる。

【解釈指針 3-3-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

すべての科目、とりわけ1年生を対象とする科目において、密度の高い教育を可能にする少人数クラスが実現していること、個別の教員がそれぞれ学生の要望を聞きつつ双方向・多方向の授業を実施していること、懇談会（基準5-1-1に係る状況参照）において教員相互の情報交換を活発に行っていること、「法科大学院教育研究支援システム」を用いて学生に関連資料を配付したり、学生の質問に迅速に回答したりすることが容易であること、学生が利用可能なデータベースが豊富であること、といった点は、優れた点として挙げることができよう。

(2) 改善を要する点

他方、2年生を対象とする必修科目のような一部の科目で、標準とされる50人を僅かではあるが上回った人数で授業が行われている点については、改善の余地があるところである。現在、一部の科目について行われている、1学年を2クラスに分けての授業を、さらに他の科目においても採用するためには、教員数を増やすことも必要となるところであり、慎重に検討を進めたいと考えている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価の基準は、平成16年度から大学全体の成績評価に合わせて「優、良、可、不可」の4段階評価を採用していたが、「優」の中でも卓越していると思われる場合には学生の勉学を奨励する趣旨で非公式に「秀」という評価を与えていた。しかし、平成20年度からは学生の利益を考慮して、正式に「秀、優、良、可、不可」の5段階評価を採用することとした。それぞれの基準は以下のとおりである。

	平成16年度から平成19年度まで	平成20年度から
秀	(90-100点)	90-100点
優	80-100点	80-89点
良	70-79点	70-79点
可	60-69点	60-69点
不可	60点未満	60点未満

いずれも、60点に満たない場合を「不可」とし、不合格としている。

必修科目については、秀 5%、優 25%、良 50%、可 20%が目安である。

成績評価における考慮要素については、その配分も含め、シラバスに明記することになっており、全科目について、次のように記述されている。

資料「授業評価基準シラバス掲載例」

学期末試験：90%、授業に対する貢献度：10%

学期末試験：60%、平常点：10%、小テスト：30%

レポート：50%、授業に対する貢献度：50%

（提出された課題の内容と、授業における報告の内容、その他の貢献等の平常点が成績評価の対象である）

以上のことから、成績評価における考慮要素について学生に対する周知はなされていると考える。

成績分布についての統一的な指針は、「秀」評価を追加した「成績評価についてのガイドライン」として、平成 19 年度後期から採用されている。学生の成績評価すべてとともに、それぞれの科目における分布は教授会資料として提供されている。

【解釈指針 4-1-1-1】

資料「成績評価評価についてのガイドライン」

成績評価についてのガイドライン

<原則>

1. 成績評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、不可を不合格とする。
2. 秀、優、良、可は、相対評価による。
3. 不可は絶対評価とし、素点では60点未満とする。

★教員が教務課に提出する採点表の記載は、素点ではなく、S/A/B/C/Eの5段階で行う。学生に交付される成績表においては、Sが秀、Aが優、Bが良、Cが可、Eが不可と表示される。

4. 必修科目については、秀、優、良、可の割合の目安は以下のとおりとする。

5%、25%、50%、20%

★採点表に記載されたS/A/B/C/Eは、それぞれ4点、3点、2点、1点、0点として単位数で加重平均される。

(2) 成績評価の基準に従って成績評価が実施されていることを確保するため、教員はほぼ全員、成績評価について説明を希望する学生には個別に面談を行い、説明を行っているが、9月、2月、3月に講評の機会も設けている。そこでは、試験の出題趣旨を解説し、優秀答案などを用いて、受講者全体に対する問題の解題、説明もしている。

筆記試験において、準備してあるマスキング・テープを利用し、採点の際の匿名性の確保を実施している教員もいるが、多くの教員は採点の際の匿名性確保については特段の工夫はしていない。むしろ、授業における双方向性の成果を筆記試験で確認できることが望ましいと判断する教員が多いので、顕名であることにはそれなりの長所があると評価されている。

すでに述べたように、採点分布に関するデータは、現在、教授会資料として提供されており、専門分野に限定されることなく、データは共有されている。(別添資料5「科目別成績評価割合表参照」)

【解釈指針 4-1-1-2】

(3) 成績評価の結果は、当初からその基準とともに学生に配布してきたが、平成 19 年度からは、学生にも、履修した科目に関する成績分布のデータを、成績表とともに配布

する仕組みにした。

【解釈指針 4-1-1-3】

(4)学生は、筆記試験を、一定のやむをえない事情から受験できなかつた場合には「追試験」を、受験したが合格点に到達せず必修科目の単位を取得できなかつた場合には「再試験」を、同一学年度内に、受けることができるよう、制度は整備されている。「追試験」、「再試験」の問題が、通常の試験の問題と難易度などの点において差が生じないよう、教員に対して、しばしば注意を喚起している。

【解釈指針 4-1-1-4】

基準 4 - 1 - 2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4 - 1 - 2 に係る状況)

他の大学院等で履修した授業科目について修得した単位のうち、37 単位までを本学法科大学院における授業科目の履修により修得したと認定することができる（履修規程第 5 条、第 6 条）が、法学既修者である学生についてはすでに 30 単位を修得し、第 1 年次を修了したとみなす（同第 1 条）ことから、さらに修得したと認定され得るのは 7 単位を超えない範囲となる（同第 7 条第 1 項）。ただし、法学既修者である学生については、本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことは認められていない（同条第 2 項）。

履修規程には明記されていないが、法律基本科目は履修規程の第 5 条から第 7 条までの単位認定の対象としないことで、本学の教育課程の一体性を維持することができるという判断に基づいて、認定の対象としていない。

なお、平成 18 年度までは、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等、対応する科目群について該当する単位を取得したという認定をしていた。2 年次の必修となっている法律基本科目と実務基礎科目の合計が 30 単位であるので、このような認定方法では 2 年次 36 単位のキャップ制が生かされないと判断し、平成 19 年度からは対応する個別の授業科目ごとに認定を行うことになった。これらの単位は、本学法科大学院において提供されている授業科目として認定されることから、それぞれの授業科目が配当されている年次において、履修登録したとみなされるので、当然に、キャップ制に含まれている。また、認定を受けた科目は、当該学生の本学における成績評価の対象とはされていない。すなわち、本学における厳正かつ客観的な成績評価の確保に、これらの既修得単位は影響を及ぼしていないと理解している。

資料「履修規程第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条」

第 1 条 学生は、本法科大学院を修了して法務博士（専門職）の学位を得るためには、3 年以上在学し、下記の表に従って修了年次において総計 100 単位以上を修得していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法学既修者である学生については在学期間を 2 年以上とし、別表 6 に掲げる授業科目について本法科大学院の入学時に 30 単位を修得し、第 1 年次を修了したものとみなす。

第 5 条 本法科大学院は、学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第 13 条の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、37 単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う

通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第6条 本法科大学院は、専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのある単位数は、前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（ただし、同条でみなすことができる単位のうち、30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第7条 法学既修者である学生については、第5条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、7単位を超えないものとする。

2 法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない。

基準 4 - 1 - 3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 3 に係る状況）

本学においては、進級制を採用しており、第 1 年次及び第 2 年次の学生は、当該年次に配当されている必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していないときには進級できない。（履修規程第 3 条）

平成 19 年度までは、進級できなかった学生は、当該年度の修得単位のすべてが無効となる（履修規程第 3 条第 2 項）ので、原級においてあらためてすべての科目を再び履修し、単位を修得することが求められている。

平成 20 年度からは、進級できなかった場合に当該年度の修得単位のすべて無効とするものの是非を検討した結果、「秀」ならびに「優」の場合には再び履修、修得を要求することは必ずしも適切ではないと判断し、これらの成績評価を得た科目に関しては、無効としないこととした。（履修規程第 3 条第 2 項）

【解釈指針 4 - 1 - 3 - 1】

資料「履修規程第 3 条」

第 3 条 第 1 年次及び第 2 年次の学生は、当該年次に配当される必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していないときは、それぞれ次の年次に進級することができない。

2 前項の規定によって進級することができなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本学において卒業に必要とされる修得単位数は100単位である。(履修規程第1条)

本法科大学院では, 学習院大学専門職大学院学則(以下「専門職大学院学則」という。)第13条の定めるところにより, 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を, 法学既修者に関しては7単位, 法学未修者に関しては37単位を上限として, 本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし, 単位認定

することができることとしている（履修規程第5条、同第7条第1項参照）。しかし、本法科大学院開設以来学生からの単位認定の申請はなく、認定した例はない。

また、本法科大学院では、同じく専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法学未修者に関して30単位を上限として、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定することができることとしている（上限まで認めた場合において、さらに他の大学院において修得した単位があるときは、そのうち7単位までを認定することができる）。法学既修者については、入学時に30単位を修得したものとみなしていることから、それ以上にわたって単位認定をする余地はない（履修規程第6条、同第7条第2項参照）。

資料「履修規程第5条～第7条」

第5条 本法科大学院は、学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第13条の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、37単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第6条 本法科大学院は、専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのある単位数は、前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（ただし、同条でみなすことがある単位のうち、30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第7条 法学既修者である学生については、第5条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、7単位を超えないものとする。

2 法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない。

この入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定に関しては、専門職大学院設置基準第22条第2項の規定の趣旨を誤解したことにより、本法科大学院においては平成19年度まで、法学既修者についても、7単位を上限として単位認定しうるものとする取扱いを行ってきた。平成16年度に2名、平成18年度に3名、平成19年度に2名、それぞれ単位認定を行ったが、平成20年度に履修規程を改定し、このような取扱いは行わないこととした。

なお、本法科大学院では、単位数や修得に要した期間などを勘案し、1年を超えない範囲で、在学したとみなすという制度は設けていない。

【解釈指針4-2-1-1】

(2) 修了要件については以下のようにになっている。

	評価基準	未修者必修 (選択必修) 単位数	既修者必修 (選択必修) 単位数
公法系科目	8	12	8
民事系科目	24	30	10
刑事系科目	10	12	8
法律実務基礎科目	6	12	10
基礎法学・隣接科目	4	4	4
展開・先端科目	12	16	16
	93	100	70

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得することは当初の履修規程においては明記されていなかったが、学生の履修上、問題となる事例はなかった。平成20年度からは第1条の一覧表にただし書きとして、明記している。

既修者の場合、必修とされている法律基本科目は26単位あり、さらに別表2の法律基本科目から選択科目として14単位を履修し、単位を修得したならば、法律基本科目の総単位数は、40単位となる。修了に必要な70単位のうち、法律実務基礎科目10単位のほか、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を20単位、合計30単位修得するならば、3分の1以上という要件を満たすことができる。

資料：履修規程第1条、第6条、第7条

第1条

選択科目	法律基本科目	別表2に掲げる科目	別表2ないし別表5に掲げる科目から14単位を選択する(ただし、法律基本科目は12単位を上限とする)
	実務基礎科目	別表3に掲げる科目	
	基礎法学・隣接科目	別表4に掲げる科目	
	展開・先端科目	別表5に掲げる科目	

第6条

2 前項の規定により修得したものとみなすことのある単位数は、前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(ただし、同条でみなすことがある単位のうち、30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

第7条 法学既修者である学生については、第5条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、7単位を超えないものとする。

また、「現代商取引法」「刑事法演習4」の2科目は、当初、展開・先端科目という位置付けであったが、内容的に法律基本科目に当たる部分が多いと判断し、法律基本科目に位置づけし直した。

【解釈指針4-2-1-2】

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者に対しては、法科大学院の入学者選抜の際に、入試要項にその対象となる科目、範囲などを明示した上で、法律科目に関する試験を実施し、選抜における公平性を確保し、さらに、受験資格を法学士に限定しないことで、開放性と多様性の確保に努めている。

【解釈指針 4-3-1-1】

法科大学院の法律科目試験出題に関しては、学習院大学法学部で毎年刊行している『法学部の試験』という冊子において公表されている学部の学期末試験、学年末試験と、内容的に重複、酷似することがないように、配慮している。試験問題は基本的な法律知識を問うことを主眼としているので、きわめてオーソドックスな内容であることも、公平性を確保するひとつの重要な要素であると理解している。

筆記試験採点の際には受験番号のマスクングにより匿名性を確保している。書類選考と面接において本学出身者に特別な配慮はしていない。

【解釈指針 4-3-1-2】

法学既修者が入学時に修得したとみなされる授業科目は、次のとおりである。

授業科目名	単位
公法入門 1	2
公法入門 2	2
民法入門 1	2
民法入門 2	3
民法入門 3	3
民法入門 4	4
商法入門 1	2
商法入門 2	2
民事訴訟法入門 1	2
民事訴訟法入門 2	2
基礎刑法	2
基礎刑事訴訟法	2
起案等指導 1	1
起案等指導 2	1

このうち、法律科目試験に含まれないにもかかわらず、入学時にすでに修得したとされるのは、起案等指導 1 及び 2 という授業科目の単位である。法学未修者を対象とする起案等指導の授業は、実務家に求められる調査、分析、文章作成等に関する基礎的な訓練を行うことになっており、(1) 判決文を正確に読むこと、(2) 判決文を通じて、判断

の基礎となる具体的な事実を把握すること、(3) 法的な論点を適切に指摘すること、(4) 以上を、わかりやすい文章で表現することを目標としている。(法情報調査を含まない。) いずれも、法学既修者であるならば、その学習過程において修得するスキルであり、未修者に対する起案等指導の単位を未修者と同じように修得しなければ身につかないとは言いがたく、既修者であれば、すでにその単位を修得したのと同等のスキルを備えていると見なすことが適切であると判断した。

【解釈指針4-3-1-3】

法学既修者として認定された学生が70単位を修得するための在学期間は2年以上4年を超えることができない。(専門職大学院学則第10条第2項) 100単位を修得することになっている法学未修者の在学期間である3年以上6年を超えることができない(専門職大学院学則第10条第1項) と比べた場合、適切な割合で短縮されているということが出来る。

【解釈指針4-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

成績評価について、客観的かつ厳正な評価を実施している。特に進級制については、必修科目を一つでも落とした場合、秀又は優の評価を得た科目を除き、当該年度のすべての科目について修得した単位を無効にする厳格な制度を導入し実施している。

(2) 改善すべき点

「成績評価のガイドライン」を設けているが、現実の成績評価分布との関係についてはまだ十分な検討がなされていない。ガイドラインと現実の分布との間に乖離があるかどうか、あるならば何がそのような乖離をもたらしているのか（改められるべきなのは、ガイドラインなのか、成績評価のあり方なのかも含め）、設けられたガイドラインを生かすことが今後の課題である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院では、教授会とは別に、通常は教授会の終了後において、原則、教授会構成員全員が出席する教員懇談会を、年に2回(6月・12月)開催している。話題は、授業開始後の状況から判断する当該年度の学生の特徴とそれに対する教育上の工夫の提言など、学期末成績評価のあり方の他、ローヤリングの前段階としての「ソーシャル・スキル」の導入、起案等指導担当者それぞれの方針と成果、反省報告、「法曹倫理」に関する方針、「ジェンダーと法」の充実と「セクシュアル・ハラスメント」についての講義の追加などであり、全体的な教育方針、教育方法について問題点を洗い出し、改善策を検討する場となっている。現時点では独立したFD委員会は組織されておらず、平成19年に立ち上げた自己点検評価委員会がこの事項について管轄している。自己点検評価委員会は、現在のところ、法科大学院運営委員会と同時に招集・開催している。

【解釈指針5-1-1-1、5-1-1-2】

学生に対する授業評価アンケートは、学期ごとに1回、実施されており、集計結果は個別の教員に提示され、各教員は授業のやり方を手直しし、よりわかりやすくするなど、授業改善のために用い、学生へのフィードバックに努めている。個別的に少数の教員がさまざまな授業を「聴講」し、相互にコメントするなどの個人的な工夫や努力がなかったわけではないが、全体としての組織的継続的な取り組みではなかったことを反省し、平成20年度に入ってから、組織的な教員相互の授業評価を実施した。(別添資料6「平成20年2月20日及び平成20年3月7日法科大学院教授会議事録抜粋、教員相互授業評価報告書」参照)現在、評価アンケートを作成しているところである。

これまで、法科大学院に限った形でのFDに関する専門家による講演、研修会等を開催したことはなく、教員が個人的に臨床法学教育学会等の会員として得た、他大学における成果などの情報をほかの教員に伝達するにとどまっている。

個別の分野、教員にかかわる教育内容、教育方法についての研修、研究については、複数の教員が担当する授業科目、「チーム・ティーチング」の実施されている授業科目において、教育内容の検討が担当者を中心にアド・ホックになされている。個別の検討からする限り、大変有益な試みであると評価できる。研究科としても、積極的にそのような成果を生かす企画について検討する予定である。

【解釈指針5-1-1-3】

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

現在のところ、実務家教員に対して、特別、教育研修の機会を確保することや、研究者教員に対し、実務上の知見を補うための機会を確保するための措置は、特段とられていない。もっとも、現在の実務家教員は、たとえば司法研修所の教官経験がある、あるいは、本学法学部において、数年間、特別客員教授として法学部の学生を教育した経験があることなど、比較的教育上の経験が豊かである。また、実務家教員は、授業等に携わるだけでなく、法科大学院協会の実施するシンポジウム等にも積極的に参加しているので、実務と理論の架橋に積極的に取り組んでいるといえる。

他方、複数の研究者教員は、実務上の知見を得るため、弁護士登録をし、実務に従事する機会を活用しており、国選弁護の経験が学生に事案の具体的なイメージを持たせるのに役に立つという示唆があった。法科大学院協会の実施する司法研修所の教官研修に参加することで研究者教員も、理論と実務との架橋に努めている。

さらに法科大学院としては、理論と実務との架橋を実現するために研究科の付置機関として法務研究所の設置を計画している。

【解釈指針 5 - 1 - 2 - 1】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

小規模校であるので、教員間で学生の習熟度に関する情報を比較的容易に共有することができ、多くの教員はこの情報をそれぞれの授業や学生指導において活かしている。

(2) 改善を要する点

教育内容と教育方法の改善に関する組織的取り組みは、なお、必ずしも十分とはいえないと考えている。法科大学院としては、FD に関する取り組みを、計画的かつ継続的に実施し、その成果を今後の授業の質の向上に活かしていくことが今後の課題である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院における入学者受入についての基本的考え方

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを目的としており、その目的達成のために高い志と強い責任感を持つ者を選抜することを基本としている。したがって入学者選抜に際しては、法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視するのは当然であるが、それだけにとどまらず、上記入学者受入方針に基づき人物についても重視して選抜することとしている。具体的には、志望の動機が堅固であるか、責任感が強いのか、バランスのとれた考え方ができるか、円満な人格かといった面を実際の選抜において考慮している。

また社会人の入学者の確保も入学選抜に際して考慮しており、3割程度の確保を意図している。既修者、未修者のいずれのコースにおいても、社会人の入学が期待されるが、特に未修者のコースでは入学者のうちかなりの数が社会人によって占められることが想定されている。

以上の入学者受け入れの基本的考え方は、公平性、開放性、多様性の確保を当然の前提として構成されているものであり、上記のアドミッション・ポリシーの実施に際しては、これら公平性等の確保に努めなければならない、具体的には後述するような点においてその配慮がなされている。

【解釈指針6-1-1-1】

なお上記の入学者受入の基本的考え方は、入学試験要項に記載されており（入学試験要項²趣旨参照。）、本法科大学院のウェブサイトにおいても公表されている。また毎年6月ないしは7月に行われる法科大学院志望者に対する説明会において、最初に本法科大学院研究科長より本法科大学院の理念及び入学者受入方針が説明されている。

【解釈指針6-1-1-2】

資料「入学試験要項2頁 ²趣旨」

「国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜することである。実際の選抜においては、志望の動機が堅固であるか、責任感が強いのか、円満な人格かなどといった人物評価の面も、法曹資質にかかわる学力とともに重視することとしている。」

基準 6 - 1 - 2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、受け入れるべき入学者の選抜方法としては、第1次審査と第2次審査の2段階を経て行っている。第1次審査の書類選考では、法科大学院適性試験の成績、志願者の自己評価書及び志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動(公的資格の有無等)を加味して総合的に判断している。これららの審査により、志望の動機、責任感、バランス感覚の有無、円満な人格か否かといった人格の面を第1次的に判断している。そして人物の面についての審査はさらに第2次審査における筆記試験合格者に対する面接試験において行っており、ここでは受験者との直接的対話によって受験者の人物性を慎重に判断している。

また第2次審査において筆記試験を実施しており、法学既修者に該当する志願者に対しては、法律基本科目についての筆記試験を実施し、法学未修者に該当する志願者に対しては小論文試験を課している。前者では、本法科大学院での高度の専門的法学教育を受けるために必要な基礎的学力を有するか否かを見ることとしている。後者では、これから法学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。また法学既修者に対する筆記試験は、後述の面接試験とともに本法科大学院への入学を許可すべき者を選抜するために実施するものであるとともに、本法科大学院のカリキュラムの1年次の30単位を免除するに足りる能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているので、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。これらの筆記試験により、法曹資質に係わる学力を有するかかどうかという学力の面について判断しているが、学力の審査については、第1次審査の書類選考に際しての大学における学業成績も加味される。

以上に述べたように入学者選抜試験における第1次審査及び第2次審査の実施によって、学力の面のみならず、人物についても重視して選抜するという本法科大学院の入学者受入方針に基づいた選抜が実施されていると考えられる。

また本法科大学院における入学者選抜においては、志願者の社会的活動(公的資格の有無等)や面接試験における対話を通して得られた出願者の社会人としての人物性等を加味して総合的に判断しており、社会人の入学者の確保という点も入学選抜に際して考慮してきている。

なお本法科大学院では、入学者の選抜に関しては、以上に述べたような書類審査から筆記試験を経て最後の面接試験に至るまでの慎重かつ厳格な審査手続を実施していること及び入学者の最終判定には全教員が参加する教授会が直接行っていることなどにより、入学者選抜の公平性の確保に努めており、さらに上述のような社会人に対する配慮や大学を卒業していないが十分な学力がある者及び身体機能に障害があるため通常の選抜試験を受けることが困難な者に対しても等しく応募する機会を与え、適切に選抜試験に対応しうることを可能にするために、後述するような具体的な配慮や措置をとることによって入学者選抜の開放性の確保に努めてきている。また、本法科大学院では、大学で法学以外の専門教育を受けた者、種々の実務経験を有する者及び法曹以外の分野での専門家に対しても

広く門戸を開き、入学の機会を与えるために、入学者選抜に際して後述するような種々の配慮や措置を行う等により、入学者の多様性の確保にも努めてきている。

本法科大学院では、以上に述べてきたように、入学者の受入は、公平性、開放性、多様性の確保に努めつつ、本法科大学院における入学者受入についての基本的考え方（アドミッション・ポリシー）に基づき、それにそって実際に行われてきているものと考えられる。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院においては、修業年限を3年以上とする法学未修者のコースと修業年限を2年以上とする法学既修者のコースに分けて募集しており、前者の募集人員は15名程度で後者は50名程度である。いずれのコースを志望するかは、出願に際して志願者自身が選択することとしており、両コースの併願は認めていない。

出願資格については、設置基準に定められた入学資格を適切に採用しており、特に大学を卒業していない者についても、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者については、応募することを認めるとともに、事前の資格認定審査を行っており、これにより上記該当者は出願に際して、資格の有無について事前に本法科大学院の判断を知ることができることとなっている。また、本法科大学院では、身体機能に障害のある者も等しく応募の機会を得ることができ、平等に入学審査に対応し得るようにするため、個別的に必要な措置(適切な座席の指定、拡大鏡の使用、受験時間の延長等)をとってきており、その必要性のある応募者に事前申請を行う機会を与え、そのための手続きを定めている(入学試験要項では、4「出願資格」の箇所で、受験に際して特別の配慮を必要とする受験者に対しては、出願に際して本学に事前の問い合わせをすることを注意書きで示している。)

さらに、本法科大学院では、法科大学院適性試験の成績による審査については、審査対象として大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」の成績を原則としているが、それのみに限定せず、日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」の試験結果によることも認めており、応募者の選択により提出されたいずれか一方の成績証明書により判定している。本法科大学院における法科大学院適性試験の成績による審査については、上記のように柔軟な扱いをすることにより応募者の出願の機会を広く認めてきている。

以上の点は、入学試験要項及び本法科大学院のウェブサイトで公表されている。

なお、本法科大学院では、入学者選抜に際して自校出身者についての優遇措置は一切行っていない。

【解釈指針 6-1-3-1】

本法科大学院では、上述したように入学資格を有する者に対して、なんら制約を設けることなく、入学者選抜試験に応募することを認めている。そして入学者選抜を受ける機会を等しく確保することに関しては、それを実質的に保障するための種々の措置や適切な手続きをとってきており、これらの点は出願資格を有する全ての者に適切に開示されてきている。この結果、本法科大学院では、募集人員に対して、相当多数の出願資格者が応募してきており(別表参照。)、この状況は、出願資格者に対して入学者選抜を受ける機会を平等かつ公正に与えていることを示すものといえる。したがって、本法科大学院では、法科大学院の入学資格を有する全ての志願者に対して、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていると考えられる。

〔別表〕

入学年度	未 修 者			既 修 者		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
平成16年	594	21	15	767	70	51
平成17年	142	27	18	238	57	35
平成18年	430	19	16	698	75	43
平成19年	393	21	16	702	67	37
平成20年	340	20	13	578	70	43

本法科大学院では、入学者に対する寄付の募集は一切していない。

【解釈指針6-1-3-2】

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

本法科大学院では、受け入れるべき入学者の選抜方法としては、第1次審査と第2次審査の2段階を経て行っている。第1次審査は書類選考であり、第2次審査は筆記試験と面接試験からなる。第1次審査の書類選考は、一定数以上の志願者がある場合に、的確な第2次審査を可能にするために第2次審査の受験者を適切な数に限定するために行われる。

第1次審査においては、法科大学院適性試験の成績、志願者の自己評価書及び志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動（公的資格の有無等）を加味して総合的に判断している。法科大学院適性試験の成績の審査については、原則として大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」の成績によっているが、日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」の成績を審査対象とすることも認めている。ただ、志願者間の適性試験の成績の比較を可能にするために、上記後者の成績に関しては、前記の試験成績に換算して評価、判定を行っている。

第2次審査においては、筆記試験と面接試験を行っている。法学未修者に該当する志願者に対する筆記試験としては、小論文試験を課しており、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。法学既修者に該当する志願者に対しては、筆記試験として公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の3分野7科目について行っている。この法学既修者に対する筆記試験は、後述の面接試験とともに本法科大学院への入学を許可すべき者を選抜するために実施するものであるとともに、本法科大学院のカリキュラムの1年次の30単位を免除するに足りる能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているため、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。

第2次審査としては、さらに面接試験を実施しているが、面接試験は、筆記試験の結果、一定の水準に達した者についてのみ行っている。未修者、既修者のいずれについても、個別面接により行っているが、面接試験では、人物の面を見ることとしており、特に志願者の学習意欲や学習を継続する能力の有無について判断している。

本法科大学院は、前述したように、司法を担う質の高い法曹ととなりうる者を選抜することを基本とし、そのためには、まず選抜に際して法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視している。このような学力を有するかどうかという点に関しては、上記の選抜方法のうち第2次審査における筆記試験が重要である。この筆記試験では、法学既修者に該当する志願者に対して行われる法律科目試験についてはその総得点によって評価することを原則とするが、総得点にかかわらず、極端に低い科目がある者については、不合格とされる場合がありうる（この点は入学試験要項で応募者に開示されている）。

資料「入学試験要項7頁 8本試験（筆記）◎法学既修者」

（8）法律科目試験の評価は、総得点によって行うことを原則としますが、極端に得点の低い科目がある者については、総得点にかかわらず不合格とすることがあります。

これは、特定の科目について優れていても、基本的な法律科目の全体については基本的履

修ができておらず、バランスの良い勉強がなされていないことを示す場合とも考えられるので、このような者は、本法科大学院における入学者受入についての考え方である法曹資質に係わる学力を有する者に合致しないと考えられるからである。また、このような場合については、上述したように法学既修者として受入れ、本法科大学院のカリキュラムの1年次の30単位を免除するに足る能力を有しているかどうかという観点からも疑問があると考えられるからである。

法学未修者に該当する志願者に対して行われる小論文試験では、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。これらの能力を有するかどうかを一定時間内に作成された小論文を総合的に評価して判定している。論文課題は、法学の専門的分野以外の広い領域から出題しており、出題内容は、単純に論文テーマを示して作文をさせるのではなく、一定量の文章を示して、その文章内容に関して問題を提起し、小論文の作成を要求している。作成された小論文を審査して、受験者の文章の読解力、論理的思考力、合理的な判断力及び論述力の程度について総合的に判定を行っている。また未修者コースの選抜に当たっては、旧司法試験や法学検定試験の成績等の法律知識の能力に関しては、一切考慮していない。

さらに、本法科大学院では入学者として受け入れる者については、上記の学力の他に、志望の動機、責任感、円満な人格といった人物の面についても重視して選抜することとしている。この点の審査については、上記第1次審査における志望者の自己評価書及び志望理由書及び第2次審査における面接試験によって行っている。特に面接試験では、人物審査の面を重視して、種々の角度からの質問に対する回答や受験者との対話を通して、人物について、さらに法曹としての適性等の面を的確に判断するように努力しており、この面接試験の結果については、試験担当者全体による検討会での慎重な検討を経て判定会議により最終的な判定がなされる。特に本法科大学院では、入学者の受入につき、基本的考え方に基づく審査と判断を的確に行うために、第1次審査の書類審査から第2次審査の筆記試験及び面接試験と実質的には3段階に分け、最終発表に至るまで3ヶ月近くかけてきており、適切な審査と判定のために十分な時間をかけて慎重に実施してきている。

本法科大学院では、以上に述べたような慎重な審査手続きにより、入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が的確かつ客観的に評価されていると考えられる。

【解釈指針6-1-4-1】

基準 6 - 1 - 5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6 - 1 - 5 に係る状況)

本法科大学院における入学者選抜においては、志願者に対して自己評価書及び志望理由書を作成して、出願書類として提出することを要求しており、これらの書類から知り得た志願者の大学在学中における勉学以外のサークル活動やアルバイト、その他の社会的活動及び種々の過去の経験などを審査において考慮している。

さらに出願に際しては語学能力に関する証明や各種公的資格等の証明書を任意に提出することを認めており、これらにより志願者の有する多様な知識や社会的経験（公的資格の有無等）の有無を判断し、入学者受入の判定に加味してきている。過去の入学者選抜においては、公認会計士の資格を有する志願者及び司法書士の資格を有する志願者につき、そのような公的資格を有することを積極的に評価している。その他、社会人に関しては、その職業上の経験または専門職に就いていた者の知見やその職業上の活動等の内容を上記の自己評価書等の書類や面接をとおして知ることに努め、入学者選抜に反映させることとしている。なお本法科大学院では、社会人を、「大学卒業後、3年以上一定の社会経験を有する者（主婦を含む）」と定義している。

また法学未修者に該当する志願者に対して行われる小論文試験では、論文課題は、法学の専門的分野以外の広い領域から出題しており、論文作成に関しては出願者の有する多様な知識や経験を生かせるように配慮されている。作成された小論文を審査では、主として受験者の文章の読解力、論理的思考力、合理的な判断力及び論述力を見るが、その他に受験者の知識や経験等についても評価の判断材料にしている。また前述した面接試験では、面接担当者は受験者との対話を通して、受験者の有する多様な知識や経験を把握するよう努力してきている。

以上のような入学者選抜試験のプロセスにおいて、把握された志願者の有する勉学以外の面についても、これを筆記試験等の結果に加味して総合的に可否を判定してきており、受験者の有する多様な知識や経験の有無を受け入れるべき入学者の判断に反映させてきている。

なお本法科大学院では全募集定員のうち、約23%を上記の法学未修者コースの募集定員に割り当てており、法学未修者が入学者の一定割合を占めることについて配慮をしている。もっとも法学未修者コースの応募資格を法学を履修する課程以外の課程を履修した者に限定していない以上、同コースにおける入学者が全て法学以外の課程を履修した者にはならないが、上記で示したような法学未修者コースの入学者選抜における種々の配慮により、同コースの入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者が一定の割合を占めることを期待できる状況にあると考えられる。また既修者コースにおいても入学者選抜に際しては、上記のような実務等の経験や社会的経験に対する配慮がなされており、その結果として、法学を履修する課程以外の課程を履修した者または社会人として社会経験を有する者が法学既修者コースの入学者の一部を占めてきている。以上のような入学者選抜における未修者コース及び既修者コースにおける入学者選抜における努力により、本法科大学院における全入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は

実務等の社会経験を有する者の割合は、本法科大学院開設以来現在に至るまで毎年30%の割合を超えており、平成16年度は約42%に達している。

【解釈指針6-1-5-2】

平成17年度から19年度までの本法科大学院における入学者のうち非法学部出身者または社会人を合わせた割合は、平成16年度は、42.4%、平成17年度は、35.8%、平成18年度は33.9%、平成19年度は35.8%、平成20年度は37.5%である。

【解釈指針6-1-5-3】

法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の社会経験を有する者の割合が2割に達しない場合の改善措置の必要性については、本法科大学院は該当しない。

【解釈指針6-1-5-4】

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

入学者選抜試験の合格者数に関しては、入学手続率や入学手続後の辞退者数を見込んで、募集人員よりもある程度多く決めなければならないが、長年行ってきた学部段階の入学者選抜の場合と異なり、法科大学院の場合には手続率についてのデータの蓄積がなく、手続率の判断はかなり困難な面がある。本法科大学院においては、過去数年の実際の手続率、本法科大学院の志願者の他の法科大学院との併願状況及び他の法科大学院の入試日程等を勘案して当該年度の手続率を想定しているが、入学者が収容定員を大幅に上回る状態が生ずることを極力避けるために、手続率の予想についてはかなり慎重に行ってきた。その結果過去数年における実際の入学者数は、既修者に関しては定員を下回っており、未修者に関しては、ほぼ定員どおりとなっている(「基準6-1-3に係る状況」の記述に付した別表参照)。既修者の定員に不足する部分は、補欠合格者の繰上げ合格により補充している。したがって、入学者全体としては、収容定員を上回る事態は従来においては生じていないし、これからも上記のような慎重な運用を行うことにより、入学者が収容定員を上回る事態の発生は十分回避しうる。

【解釈指針6-2-1-1】

本法科大学院では、在籍者数が収容定員を上回る事態は生じていないので、是正措置に関しては、該当しない。

【解釈指針6-2-1-2】

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、前記基準 6-2-1 に係る状況で示したように、入学者受入れにおいて受入数が入学定員を上回らないように入学者選抜試験における合格者数の判定については慎重に行ってきており、その結果従来既修者及び未修者についても、実際の入学者は入学定員を上回る事態は生じていない。

また入学者選抜試験における合格者数の判定については、入学者が入学定員を大幅に上回る事態を極力避けるために、かなり慎重に行ってきているため、逆に入学手続者の数が入学定員を下回る事態が生じうることも想定される。そこでこの点を補正するために、補欠合格者の制度を採用しており、かつ補欠合格者の制度は、一定の数ごとに段階的に補欠を解除し、繰上げ合格とし得るような柔軟な運用を可能にする制度としている。本法科大学院における入学者選抜においては、合格者の入学手続状況を見ながら、段階的に補欠合格者の繰上げ合格を行い、実際の入学者数をできるだけ募集人員に近づけるようにしており、結果として入学者選抜における受入数が入学定員と乖離しないよう努力してきている。

【解釈指針 6-2-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

1. 入学者選抜は、選抜方法として3段階に分けて行っており、かつ最初の書類審査から最後の面接試験まで、かなりの時間をかけて、慎重かつ丁寧に審査を行っている点が挙げられる。
2. 審査では、学力のみならず、質の高い法曹になりうる人物という面にも審査の重点が置かれており、人物評価という面からも適切な審査がなされるように配慮されている。
3. 入学後の教育効果を考え、入学定員を適正な規模に設定し、実際の入学者がこの適正な規模を上回らないように制度の運用が図られている。

(2) 改善を要する点

1. 従来の入学者選抜において、既修者の入学者数が入学定員を下回る傾向にあり、受入数が所定の定員とやや乖離する状況が生じていることは否定できない。この点は、今後の入学者選抜について改善を要する点のひとつである。ただこの点については、単純に合格者数を増やすという措置に安易に頼るべきではなく、本法科大学院の教育内容の充実を図ることにより本法科大学院に対する社会的評価を高め、志望者にとっての魅力を増加せしめることとし、かつ入学者選抜制度の改善等により、合格者の入学手続率を一層高めるという方法により実現すべきであろう。
2. また本法科大学院の入学者選抜に関しては、本法科大学院の試験期間が他の法科大学院の場合と較べてやや長すぎるのではないかという点も若干問題となるであろう。試験期間にかなりの時間をかけることは、慎重かつ丁寧な選抜方法であるという面においてはメリットであると考えられるが、志願者にとっては負担に感じられる面があることも否定できず、今後の選抜方法を考える中でその短縮を検討する余地もあろう。
3. 未修者コースの志願者の一定部分が法学部卒業生であるとともに、その中には法学部を直近に卒業した者も含まれており、一定の入学者に関しては、本法科大学院が未修者コースへ入学を期待している志願者像とは乖離が生じている点である。この点は、法学初心者を対象として、基礎的な法学教育から開始するという未修者コースの教育方針とは調和しない面が生じるおそれがあり、未修者コースについての募集方法及び入学者選抜方法についてのみならず、未修者コースのあり方についても検討することが必要であろう。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学者に対する履修ガイダンス

入学者（法学未修者及び法学既修者）に対しては、授業開始に先立って履修ガイダンスを行っている（平成20年度は、平成19年12月1日（土）、平成20年3月15日（土）、平成20年4月1日（火）に実施した。その概要については、資料のとおり）。

資料「平成20年度新入生ガイダンス概要」

基準1-1-2に係る状況参照

履修ガイダンスにおいて、教育課程の説明、履修において留意すべき点（履修登録の方法、履修登録をすることができる単位数の上限など）の説明、成績評価の方法・進級の要件・再試験の要件の説明を行っている。

【解釈指針7-1-1-1】

2. 法学未修者に対する履修指導

法学未修者が1年次に配当される法律基本科目を適切に学修できるように、「起案等指導1・2」の担当者が、個々の学生に対して予習のしかた、文献の調べ方等について指導するなど、適宜、個別の履修指導を行っている。

【解釈指針7-1-1-2】

2年次に進級した後は、「起案等指導3・4」の担当者が同様の履修指導を行っており、その際には、理論と実務それぞれの要求のバランスに配慮しつつ、重要な問題についての理解を深めるように指導している。

【解釈指針7-1-1-3】

3. 法学既修者に対する履修指導

法学既修者は、入学試験の結果、法律基本科目7科目について大学法学部卒業者の備えるべき法学の知識・理解力を有していると認められた者であり、法科大学院の2年次から高度な専門教育を受けるのに十分な能力を有している。しかし、そのような学生であっても、法律基本科目7科目すべてと法律実務基礎科目、さらには基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についても学修するためには、相当な時間と努力を要する。そのため、2年次の必修科目である「起案等指導3・4」の担当者が、個々の学生からの相談に応じて、適宜、履修の方法等について履修指導を行っている。その際には、理論と実務それぞれの要求のバランスに配慮しつつ、重要な問題についての理解を深めるように指導している。

【解釈指針7-1-1-2、7-1-1-3】

4. 本法科大学院の教育の理念・目的との関係

入学者に対するガイダンス及び「起案等指導」の担当者による個別の履修指導のいずれにおいても、法科大学院の授業の予習・復習に全力を挙げることが重要であり、予備校に通っている時間はないことを強調している。

【解釈指針 7-1-1-4】

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

1. 学習相談の方法

オフィスアワーは、正式な制度としては設定していないが、授業の後に質問や学習相談に応じたり、電子メールまたは教員の担当副手を通じてアポイントメントをとり、日時と場所を定めて学習相談に応じるなどの方法がとられている。

資料「教員が学生から質問を受ける時間についてのアンケート結果」

基準 3-2-1 に係る状況参照

【解釈指針 7-1-2-1】

2. 学習相談、助言のための施設・環境の整備

学習相談や助言は、授業終了後に教室で行ったり、面談の日時に研究室又は会議室で行われたりすることが多い。面談を目的とした施設を特に設けているということはない。

【解釈指針 7-1-2-2】

基準 7-1-3**各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。**

(基準 7-1-3 に係る状況)

・ティーチング・アシスタントが学生からの相談や要望に応じるなどの体制が整備されていることが望ましいことはいうまでもない。本学においても、法科大学院発足前には法学研究科の博士前期課程及び博士後期課程に相当数の学生が在籍していたため、それらの学生がティーチング・アシスタントとなり、学部学生に対して学習支援をすることが可能であった。

しかし、法科大学院の発足とともに博士前期課程への学生の受入れを中止し、法科大学院修了者又は他大学院の修了者を博士後期課程に受け入れるにとどめた。その結果として、法学研究科に在籍する学生が激減し、法科大学院学生に対する学習支援のためにティーチング・アシスタントを活用することはできない状況となっている。

ただし、今後は、法科大学院修了者の中から博士後期課程に入学する者が増加することを想定し、ティーチング・アシスタントに関する規程の整備について検討を行っている。

・平成17年度には、若手弁護士がチューターとなって学生の相談に応じる試みを行った(計8回実施)。学生の多様な要望に対応しきれなかったこと、チューターの人材を確保できなかったことなどから平成18・19年度は実施するにはいたらなかったが、平成20年度には、法科大学院修了生(1期生)で現在弁護士となっている3名の協力が得られ、5月下旬から6月下旬までの土曜日に計6回、実施している。

修了生のチューターは、在学当時の自らの経験を踏まえて、個々の学生の問題状況を的確に把握するように努めるとともに、個別のニーズに応じた学習支援を行うべく、さまざまな工夫を試みるなど、きわめて熱心に後輩の指導を行っていた。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 奨学金制度

(1) 奨学金の種類及び対象者の人数は、下記のとおりである。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
学習院大学奨学金 (貸与)	1 3	1 2	2 4	2 4
学習院大学教育ローン 金利助成奨学金 (給付)	1	1	0	0
安倍能成記念教育基金奨学金 (給付)	—	2	2	2
学習院大学学業優秀者 給付奨学金 (給付)	2	2	2	2
日本学生支援機構奨学金 1 種 (貸与)	1 5	3 1	4 2	2 8
2 種 (貸与)	2 6	5 0	6 7	4 2

給付に分類されるもののうち、学習院大学教育ローン金利助成奨学金は、本学が指定した金融機関の教育ローンを利用した学生に対して、当年度に支払った利息と借用年度の授業料・維持費の2パーセントを比較してどちらか少ない金額を、1年間に5万円を限度として給付するものである。

安倍能成記念教育基金奨学金は年額45万円を、学習院大学学業優秀者給付奨学金は年額30万円を、それぞれ学業・人物とも優秀な学生に給付するものであり、対象者は限定されている。なお、平成20年度以降は、学業成績優秀者を対象とする授業料減免制度(後述2.参照)が導入されたため、これらの奨学金は給付されないこととなった。

貸与の奨学金のうち、無利子のものは、学習院大学奨学金と日本学生支援機構奨学金1種である。

(2) 学生が各種奨学金制度を利用しやすくするために、毎年、入学者を対象として行われる説明会において、各種奨学金の内容及び応募の時期・方法等についての説明を行っている。この説明会は、平成19年度入学者までは、前年度の12月及び2月に実施していた。しかし、3月にはいってからも入学辞退をする例があとをたたないことから、平成20年度入学者からは、12月と3月中旬に説明会を行うこととした。

日本学生支援機構奨学金については、すでに知られるところとなっており、それ以外

の奨学金制度についても、広報誌に概要を記載するなどして周知を図っている。また、入学後のオリエンテーションにおいても、内容を説明している。さらに、日本学生支援機構の奨学金については、応募状況に余裕がある場合には、授業において教員がその旨を全員に口頭で連絡し、追加の応募を促している。

【解釈指針 7-2-1-1】

2. 授業料減免制度

平成19年秋から、入学試験及び学内試験の成績優秀者を対象とした授業料減免制度を導入した(別添資料7「入学試験及び学内成績優秀者授業料減免制度について」参照)。その概要は以下のとおりである。

①入学試験の成績優秀者のうち、既修者に限り、上位1位から4位までの者4名について、1年間の授業料を全額免除し、上位5位から12位までの者8名について、1年間の授業料を半額免除する。

②未修者のうち、1年次の成績上位1位の者1名について、2年次の授業料を全額免除し、上位2位及び3位の者2名について、2年次の授業料を半額免除する(全額免除については、「起案等指導」以外の科目のGPAが3.0以上であること、半額免除については、同じくGPAが2.5以上であることを要件とする)。

③未修者・既修者を問わず、2年次の成績上位1位から5位までの者5名について、3年次の授業料を全額免除し、上位6位から15位までの者10名について、3年次の授業料を半額免除する(全額免除については、「起案等指導」以外の科目のGPAが3.0以上であること、半額免除については、同じくGPAが2.5以上であることを要件とする)。

平成20年度から、以上の要件を満たした入学者及び在学生について、授業料減免が実施されている。対象者数は、①の全額免除4名、半額免除8名、②の全額免除1名、半額免2名、③の全額免除3名、半額免除6名である。

【解釈指針 7-2-1-1】

3. 健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のための体制の整備

(1)健康相談のための体制の整備に関しては、保健センターの活動が挙げられる。平日と土曜日に開かれ、定期健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、救急処置を行っている。学校医、学校薬剤師、看護師が常駐し、学生の体調不良、メンタルヘルス、専門医療機関の紹介等を行っている。

(2)学生の進路や対人関係等の悩みに対応する施設としては、学生相談所が置かれている。カウンセラー3名が常駐し、カウンセリングを行うほか、学生の希望に応じて心理テストを行っている。

このほか、「起案等指導」の担当教員が学生からの相談に個別に応じるなどの方法で、精神的な面でのサポートを行っている。

(3)各種ハラスメントの相談に関しては、セクシュアル・ハラスメント相談窓口が設置されている。名称は「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」であるが、相談の対象はセクシュアル・ハラスメントに限定されず、各種のハラスメントの相談を扱っている。

法科大学院の専任教員2名が相談員となっており、プライバシー保護に努めながら、学生の相談に応じている。相談員が人権問題委員会に諮問し、同委員会において人権侵害があったと認定されると、学則にしたがって加害者に対する処分が行われる。

【解釈指針7-2-1-2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

1. 身体に障害のある者に対する受験機会の保障

基準 6-1-3 の箇所においても言及したが、身体に障害があり、受験において特別な措置を必要とする者に対しても、受験資格があれば受験を認め、受験において必要な措置(適切な座席の指定、拡大鏡の使用、受験時間の延長等)を講じるものとしている。

【解釈指針 7-3-1-1】

2. 身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設・設備の整備充足

車椅子を使用する学生が学内を移動するうえで不便がないように、スロープを設けたり、身障者用のエレベータを設置したりしている(東2号館、北1号館、西2号館、西5号館)。

【解釈指針 7-3-1-2】

3. 身体に障害のある学生に対する相当な配慮

本法科大学院の学生に関しては、これまで、特別な修学上の支援を必要とする例がなかった。しかし、今後は、視覚障害、聴覚障害などのある学生が入学してくる可能性もある。その場合には、授業において特別な措置を講ずることを予定している。たとえば、点字の教材を用意する、手話のできる補助者をつけるといった対応が考えられる。

【解釈指針 7-3-1-3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

1. 進路指導・助言

法科大学院の学生は、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の資格を取得し、将来は実務に携わることを目的として入学している。しかし、必修科目の単位を取得することができず、進級できない学生は、法曹を目指して勉学を続けるか、他の方向に転換するかの選択を必要とする場合もある。そうした学生を対象として面談を実施し、本人の意向を確認しながら、適切な進路選択の指導を行っている。

学生に対する面談は、必修科目の単位を取得できなかった者全員を対象として、再試験の前に行っている。面談を通じて、学生に勉強の方法や絶対量について反省を促し、再試験合格をめざして努力する機会を与えるようにしている。その結果、一部の学生は再試験に合格し、進級しているが、原級に留まることになる学生もおり、そのなかには、休学・退学を決断する者もいる。

2. 情報提供

学生に対する情報提供のために、ジュリナビに参加している（別添資料8「ジュリナビ概要」参照）。これは、修了生に対する法律専門職への就職支援、在学生に対するキャリアプランニング支援を目的とするものである。このほか、「起案等指導」などにおいて弁護士事務所の見学を実施することも検討している。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

1. 学生と教員のコミュニケーションが良好である。「起案等指導」の担当者がクラス担任のような役割を果たし、とくにオフィスアワーを設けていなくても、個々の学生の要望や必要性に応じて学習支援・生活支援を行っている。
2. 授業料減免制度が導入されるまでは、入学試験の成績上位者は、本法科大学院に合格後、国公立の法科大学院に合格すれば入学を辞退することが多かった。授業料減免制度を導入した結果、以前に比べて成績上位者の入学者が増えるとともに、入学後の学生の勉学に対する意欲も、いっそう高まったように思われる。

(2) 改善を要する点

1. 自習室が分散しており、設備も古い。学生同士で議論するための演習室なども不足している。これらの問題は、現在建設中の新研究教育棟が完成すれば解消されるが、それまでの間は工事による騒音の問題なども加わる。法科大学院の施設・設備について、これまで必ずしも十分な財政的当てがされてこなかったことが原因であると考えられる。
2. 奨学金制度のいっそうの充実が望まれる。
3. 全学的なキャリア支援体制が法科大学院生のニーズに必ずしも合致していない。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、専門職大学院法務研究科法務専攻として、既存の大学院法学研究科からは独立した組織として設立された。平成20年度においては、学生の収容定員195名に対して、専任教員として研究者教員8名(うち、専・他教員1名)、実務家教員6名、合計14名が所属している。

この他に、兼任教員20名、兼任教員5名が、本法科大学院における授業を担当しており、教育上必要な教員が置かれているといえることができる。

専任教員の専門分野及び業績については、別途ホームページ(<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/c/c6.html>)に公表しているとおりである。

【解釈指針8-1-1・2-1】

なお、本学においては、法学部法学科の専任教員も、法科大学院の教授会にも出席する等、法科大学院における教育その他の活動全般に積極的に関与していることを付言したい。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員は、いずれも専攻分野について教育上・研究上の業績を有する者である。各教員の専門分野及び業績その他の活動内容については、別途ホームページ (<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/c/c6.html>) に公表しているとおりである。

【解釈指針 8-1-1・2-1】【解釈指針 8-1-2-2】

本法科大学院の専任教員のうち、専・他教員は平成 19 年度には 2 名であったが、平成 20 年度は 1 名となっている。

【解釈指針 8-1-2-3】【解釈指針 8-1-2-4】

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

教員の採用及び昇任については、下記の「学習院大学法科大学院教員選任規程」及び「採用の手続に関する法科大学院内規」により、慎重な手続を経た上で法科大学院教授会において決定を行っている。

資料「学習院大学法科大学院教員選任規程」

- 第1条 学習院大学法科大学院の教員の選任については、本規程に定めるところによる。
- 第2条 専任教員の選任は、法科大学院の長の発議に基づき、法科大学院教授会が任命した審査委員会による審査結果の報告を受けて、同教授会で決定する。
- 第3条 実務家教員の選任については、前条を準用する。
- 第4条 非常勤教員の選任は、法科大学院の長の発議に基づき、法科大学院教授会で決定する。
- 第5条 専任教員の昇格については、第2条を準用する。
- 第6条 本規程の改正は、当分の間、法科大学院教授会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

資料「採用の手続に関する法科大学院内規」

1. 学習院大学専門職大学院法務研究科（以下、「法科大学院」という。）における採用に関する手続は、本内規の定めるところにより行う。
2. 専任教員採用人事
 - 1) 専任教員の採用人事は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）で決定する。
 - 2) 専任教員の採用人事は、法科大学院運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の議に基づき、法学部法学科科会（以下、「科会」という。）の意見聴取を経て行う。
 - 3) 法務研究科長は、運営委員会で採用すべきものとされた候補者につき、科会の意見を斟酌して、教授会に採用人事の審査開始の是非を諮るものとする。
 - 4) 法務研究科長は、その採用人事議題を教授会通知に記さなければならない。
 - 5) 採用人事の審査開始を承認した教授会は、直ちに法科大学院教授会の構成員の中から主査 1 名、副査 1 名の審査委員を任命する。主査は、法科大学院の専任教員でなければな

らない。

6) 審査委員は、審査開始決定時から4週間以上経過した後の教授会で審査結果の報告をする。ただし、やむを得ない事情があるときは、審査結果報告までの期間を短縮することができる。また、審査結果報告までの期間を延長するときは、主査は法務研究科長にその旨を伝え、法務研究科長は教授会に報告する。

7) 法務研究科長は、審査委員からの審査結果報告に基づき、採用の可否を諮る。(採用の可否は、異議のないことを口頭で問う形式によるものとする。)

8) 実務家教員採用人事においては、科会の意見聴取の手続を省略することができる。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院は1学年の学生定員が65名であるために、上記基準により必要とされる専任教員数は13人であるところ、平成19年度に13人、20年度に14人の専任教員が配置されており、基準を満たしている。

【解釈指針8-2-1-1】

本法科大学院の専任教員は、全員が教授である。

【解釈指針8-2-1-2】

平成20年度においては、法律基本科目のうち、憲法（戸松、野坂）、行政法（大橋）、民法（能見）、商法（前田）、民事訴訟法（長谷部）、刑法（龍岡）、刑事訴訟法（馬場）には、それぞれ括弧内に記した者が、当該科目を適切に指導できる専任教員として配置されている。

このうち、行政法については、平成18年度をもって専任教員1名が他大学に転出したため、ただちに後任人事を決定したが、後任である大橋教授の着任を平成19年10月1日とせざるをえなかったため、半年間専任教員がいない事態が生じた。しかしその間、法学部に所属する兼担教授が授業を担当することで、全く問題は生じていない。

同様に民法についても、平成18年度をもって専任教員1名が他大学に転出したため、ただちに後任人事を決定したが、後任である能見教授の着任時期を平成20年4月とせざるを得なかったため、平成19年度には民法の専任教員が不在という事態になってしまった。しかしその間、法学部に所属する兼担教授が授業を担当することで、全く問題は生じていない。

【解釈基準8-2-1-3】

本法科大学院の専任教員数は、大学及び学校法人との関係で15名までとされており、専任教員の転出等の事態が生じた場合には、その採用手続には慎重を期する必要があることと相まって、本基準をかりうじて充たす程度の専任教員数となってしまう。既に述べたように、本法科大学院においては、法学部法学科の専任教員が兼担教員としてその教育を担っているが、少人数教育の充実という本法科大学院の理念との関係で、必ずしも十分な専任教員数ではないといわざるをえない。そこで現在、大学及び法人との関係で専任教員数の増加を進めることができないか、検討しているところである。

【解釈基準8-2-1-5】

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

基準 8-2-1 で挙げた基本法律科目を担当する教員のほか、研究者教員として 1 名(紙谷)が基礎法学・隣接科目を、1 名(神前)が展開・先端科目を担当しており、その他の実務家教員 4 名を加え、少人数ではあるが、専任教員の科目別配置はバランスの取れたものであるといえることができる。

【解釈指針 8-2-2-1】

専任教員の年齢構成は、平成 20 年 5 月 1 日現在、専任教員 14 名について、60 歳代 6 名、50 歳代 6 名、40 歳代 2 名であり、専任教員の年齢構成においても、著しい偏りはない。

【解釈指針 8-2-2-2】

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

平成 19 年度の専任教員 13 名のうち、6 名の教員（荒木、大島、龍岡、長沢、馬場、渡部）が、専攻分野における 5 年以上の実務経験と高度の実務の能力を有するものである。刑事裁判官・検察官経験者が刑事法分野・刑事実務分野の科目を、民事裁判官・弁護士経験者が民事法分野・民事実務分野の科目を担当しており、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているといえることができる。

なお、各実務家教員の、判事補任官、検事任官及び弁護士登録の年月は以下の通りである。

【解釈指針 8-3-1-1】

資料「実務家教員の任官等の年月表」

裁判官	大島崇志	昭和 43 年(1968)4 月
	龍岡資晃	昭和 41 年(1966)4 月
検事	馬場義宣	昭和 44 年(1969)4 月
弁護士	荒木新五	昭和 48 年(1973)4 月
	渡部晃	昭和 54 年(1979)4 月
	長沢美智子	昭和 59 年(1984)4 月
	大島崇志	平成 12 年(2000)4 月
	馬場義宣	平成 14 年(2002)11 月
	龍岡資晃	平成 19 年(2007)2 月

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

先に基準 8-3-1 について述べたとおり、上記の実務家教員 6 名は、いずれも長年にわたって法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

本法科大学院においては、法曹としての資質と能力を備えるべく、オーソドックスな内容の教育を最も重要なものとするほか、特にビジネス・ロー分野の教育にも力を入れているところである。そのような観点から、各必修科目のほか、「公法演習」「法情報調査」「民事法基礎演習」「刑事法基礎演習」「模擬裁判」「企業法務1・2」「民事法総合演習1～4」「刑事法演習1～4」を主要科目と理解している。

それらの科目には専任教員が配置されており、そのほとんどを専任教員が担当している。

また、それらの授業科目のうち、必修科目については、平成20年度において66単位中46単位の科目、率にして69.7%の科目を専任教員が担当している。僅かに70%を下回っているが、平成18年度(75%)、平成19年度(69.7%)とあわせ考えても、おおむね7割以上の科目を専任教員が担当しているといえることができる。

【解釈指針 8-4-1-1】

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

法科大学院教育の負担は、学部教育の負担と比較すると相当に重いものである。そのため、本学においては、基準時間外手当の計算上、法科大学院における授業負担は、学部における授業負担の1.5倍と計算するものとされており、したがって例えば、法科大学院における2単位の授業負担は、学部における3単位の授業負担と同等の負担とされている。このように、法科大学院では授業を担当する専任教員及び兼任教員の負担について相応の考慮を払っている。

専任教員の授業負担は、具体的には以下の通りである。ほとんどの専任教員の授業負担は年間20単位以下となっており、それを超える一部の教員についても、年間30単位以下にとどまっているところである。

【解釈指針 8-5-1-1】

資料「専任教員の授業負担（年間単位数）」

教員名	法科大学院	学部	他大学	総単位数
大橋洋一	6	8	0	14
紙谷雅子	7.4	14.5	3	24.9
神前禎	6.1	12	2	20.1
戸松秀典	8.1	4	0	12.1
能見善久	6	8	2	16
野坂泰司	6.3	4	0	10.3
長谷部由起子	6.3	8	0	14.3
前田重行	10	4	0	14
荒木新五	11.1	0	0	11.1
大島崇志	13.1	0	0	13.1
龍岡資晃	10.1	0.5	6	16.6
長沢美智子	11.1	0	0	11.1
馬場義宣	10.1	0	0	10.1
渡部晃	12.1	0	0	12.1

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

本法科大学院においては、「学習院大学法科大学院研究休暇規程」に基づいて、原則として、法科大学院において教育等に携わった期間が3年に達するごとに半年間、6年に達するごとに1年間研究休暇を取得することができるものとした。

資料「学習院大学法科大学院研究休暇規程」

平成19年4月1日施行

第1条 (趣旨)

学習院大学(以下「本学」という。)法科大学院専任教員は、この規程の定める期間、本学において教育及び行政の業務(以下「教育等」という。)に携わったときは、自己の研究を促進し、教育の充実を図るため、研究休暇を取得することができるものとする。

第2条 (定義)

1 この規程において「研究休暇」とは、「学習院大学専任教員の海外派遣に関する規程」による在外研修、「学習院大学国内研究員派遣に関する規程」による国内研修及びこれらに準ずるものをいう。

2 この規程において「専任教員」とは、法科大学院に所属する教授及び准教授(任期付採用の教員を除く。)をいう。

第3条 (基礎要件)

1 専任教員は、法科大学院において教育等に携わった期間が3年に達する毎に、半年間研究休暇を取得することができる。

2 専任教員は、法科大学院において教育等に携わった期間が6年に達する毎に、1年間研究休暇を取得することができる。

第4条 (期間の算定)

前条にいう教育等に携わった期間は、本学に着任以降教育等に携わった年数(研究休暇の期間を除く。)から本学において取得した研究休暇の期間を6倍した年数を減じたものとする。

第5条 (役職による加算)

第3条にいう教育等に携わった期間の算定にあたっては、本学において次の各号のいずれかの役職を務めた者については、その在職年数を加算する。

一 法務研究科長

二 教務部長、学生部長、図書館長、学長補佐

三 その他上記に準じる役職で、法務研究科長が研究休暇諮問委員会の意見に基づい

て特に指定するもの

第6条（優先順位と調整）

- 1 優先順位は、第3条から第5条までの定めにより計算した年数の多い順とし、年数が同一の場合は、先任順とする。
- 2 法務研究科長は、調整が必要となったときは、研究休暇諮問委員会の意見に基づき調整案を作成する。
- 3 研究休暇諮問委員会は、法務研究科長、法務研究科主任、及び法務研究科長が指名した若干名で組織する。

第7条（手続）

- 1 研究休暇の取得を希望する者は、法務研究科主任に申し出て、法科大学院運営委員会の議を経たうえで、法科大学院教授会の承認を得なければならない。
- 2 法務研究科主任は、前項の申し出について調整が必要と判断したときは、法務研究科長に研究休暇諮問委員会の招集を求めることができる。

第8条（改正）

この規程の改正は、法科大学院教授会の議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の適用にあたっては、法学部研究休暇規程に基づいて算定された年数を研究休暇の取得に必要な期間に参入する。

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するために、第一に、法務研究科長室に秘書 2 名がおり、相互に連携しつつ、学生への対応や各種会議の準備をはじめ、法科大学院に関するあらゆる仕事を精力的に行っている。

第二に、法務研究科長室秘書の 1 名は法科大学院実務家教員のサポートをも行っており、もう 1 名の秘書と連携しつつ実務家教員の研究・教育活動のサポートを行っている。

第三に、法科大学院の研究者教員の研究・教育活動のサポートを行う副手が 2 名おり、法学部所属の副手 8 名と相互に連携して仕事を行っている。これらの副手の仕事は、本学教員の研究・教育のすべてに及ぶものであり、教員があらゆる事項について副手の支援を受けることができるという体制が、教員の研究・教育活動をきわめて円滑なものとしている。

第四に、事務組織としては、大学の教務課と入学課とに 1 名ずつ、法科大学院担当の職員がおり、関連する事項について法科大学院と相互に連携して仕事を行っている。

その他、法学部・経済学部図書センター（法経図書センター）に置かれている司書の存在を挙げることができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

1. 専任教員数は多くはないが年齢及び担当科目についてバランスのとれた構成となっていること、十分な実務経験を有する実務家教員を揃えていること、法科大学院内の秘書及び副手が教員の研究・教育活動のサポートを十分に行っていること、を挙げることができよう。

2. 本法科大学院においては、本学の法学部法学科に所属する教員も、法科大学院における教育に、専任教員と同様の関与をしていることを指摘しておきたい。法学部法学科の教員は形式的には兼任教員ではあるが、実質的には専任教員と言っても過言ではなくいほどの働きをしており、これらの兼任教員をあわせて考えれば、本法科大学院の教員組織は、さらに充実したものと評価することができる。

(2) 改善を要する点

専任教員数が一定の水準を上回ってはいるものの、なお十分ではないという点がある。このような状況では、専任教員が他大学に転出することになった場合には、その後任人事をただちに行っても、着任時期との関係で専任教員数が不足する事態も生じうるところである。兼任教員が存在することから実質的な問題は生じないところではあるが、なお、専任教員の増員をはかる必要は高いと考えられる。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院は、既存の学部の上に置かれた研究科とは組織上明確に区別された専門職大学院として位置づけられており、その運営に関する重要事項を審議決定する機関として法科大学院教授会（以下「教授会」という。）を置いている。教育課程、教育方法、成績評価、進級・修了判定、入学者選抜、自己評価・第三者評価、その他法科大学院に関する重要事項はすべて教授会の議を経て決定される仕組みとなっている。教授会の構成員は、14名の法科大学院専任教員と20名の法学部法学科専任教員、書記（教務課職員）1名の合計35名である。法学部法学科専任教員が教授会の構成員となっているのは、法科大学院における教育活動等を適切に実施する上で、法学部法学科専任教員の理解と支援を欠かすことができないと考えたためである。実際、法学部法学科専任教員は、法科大学院の兼任教員として法科大学院における教育上主要な授業を分担しているほか、法科大学院の入学試験や適性試験の実施に際してもその業務の遂行に重要な役割を果たしている。もっとも、本法科大学院の管理運営について法科大学院専任教員が中心となって進めていることはいうまでもない。

【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-3】

資料「学校法人学習院校規」

(設置する学校)

第4条 この法人が前条の規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------------|
| 一 | 学習院大学 大学院 | 法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、自然科学研究科 |
| | 専門職大学院 | 法務研究科（専門職大学院設置基準第18条第1項に規定する法科大学院） |

資料「学習院大学専門職大学院学則」

(教授会)

第6条 各研究科に教授会を置き、所属教員をもってこれを組織する。

2 各研究科に研究科長を置く。

3 各研究科の運営は、別に定める各研究科の教授会規程に基づいて行う。

(教授会の所掌事項)

第7条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 教育計画及びその実施に関する事項
- 二 入学試験及び最終試験に関する事項
- 三 教育課程及び試験に関する事項
- 四 自己評価に関する事項
- 五 ファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- 六 学生の入学、休学、留学、退学及び転学に関する事項
- 七 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
- 八 教員の人事に関する事項
- 九 研究科長の選出に関する事項
- 十 各種委員等の選出に関する事項
- 十一 教育及び研究予算に関する事項
- 十二 学則及び関連する規程の制定、改廃に関する事項
- 十三 その他研究科に関する重要事項

本法科大学院には、専任の長として法務研究科長（以下「研究科長」という。）が置かれている。研究科長は、別に定める「学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程」に従って、教授会の構成員により選出される。研究科長は教授会を主宰する。

【解釈指針 9-1-1-2】

資料「学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程」

（趣旨）

第1条 この規程は、法科大学院法務研究科長（以下「法院長」という。）の選出に関し必要な事項を定める。

（法院長の選挙）

第4条 法院長の選出は、選挙により法科大学院所属の専任教授の中から1名を選出するものとする。

2 選挙における投票は、教授会において、無記名でこれを行う。

（選挙権者）

第5条 選挙権を有する者は、法科大学院教授会の構成員たる教授、準教授及び講師とする。

資料「法科大学院教授会規程」

（目的）

第1条 この規程は、学習院大学専門職大学院学則（以下「学則」という）第6条第3項に基づき、法科大学院教授会（以下「教授会」という）に関し必要な事項を定める。

（招集）

第2条 教授会は、法科大学院の長が招集し、その議長となる。

（その他の審議事項）

第6条 教授会は、学即第7条に定めた事項の他に、教授会が必要と認めた事項について審議する。

（書記）

第8条 教授会には書記をおき、法科大学院の長がこれを委嘱する。

定例の教授会は、毎月1回第2火曜日の午後5時30分から開催することとしている。この時間帯に開催することとしたのは、主として実務家教員の便宜に資するためである。教授会の下に研究者教員9名から成る法科大学院運営委員会を置き、教授会において審議決定すべき重要事項についてあらかじめ問題点を整理し、委員の間で意見交換をした上で、教授会に議題として提出するようにしている。

法科大学院の管理運営にあたっては、研究科長の補佐として主任を置き、さらに、各種任務を分担する体制を整えている。本法科大学院は比較的小規模な組織であり、専任教員の数も少ないことから、あえて委員会組織を設けることはせず、専任教員が各種任務を分担する仕組みを採用したものである。各種任務としては、教務、学生生活（奨学金を含む）、入学試験（企画運営及び広報）、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント（FD）、セクシャル・ハラスメント防止があり、1名または2名の専任教員が一つまたは二つ以上の任務を分担している。（入試関係の業務は多岐にわたり負担も重いことから、その業務の一部を法学部法学科の教員に助力を求めている。）

なお、本法科大学院には、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者は存在しない。

【解釈指針9-1-1-4】

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院の事務は、法務研究科長室に常駐する法務研究科長秘書 2 名を中心に行われている。これに加えて、年間 1100 時間のアルバイト 1 名の雇用が認められており、平成 19 年度の前半はアルバイト 2 名に事務の補助を託していた。また、教務関係については教務部教務課の職員 1 名が、入試関係については教務部入学課の職員 1 名が、それぞれ法科大学院の担当者として配置され、毎年度の授業運営や成績処理、入試の円滑な実施等に関して法務研究科長室と連携して適切な事務処理を行っている。

法科大学院で使用する教材の作成、学生が提出するレポートの受領、学生との連絡、学内の他部門との連絡、外部の他機関との連絡、図書の利用と返却など、法科大学院に関する日常の業務のほとんどは法務研究科長秘書及び法学部共同研究室に常駐する副手 11 名（法学部及び法科大学院の専任教員約 5 人に一人が配置され、各教員の教育研究の補助を行う）が随時行っている。また、教員の個人研究室や法務研究科長室、法学部共同研究室、判例資料室等に設置されたパソコンの保守管理については、大学内のコンピュータ支援組織がこれも随時機敏に対応してくれている。

このように現在法科大学院の事務はほぼ円滑に遂行されているといえる。ただ、これは法務研究科長秘書や担当職員に有能で誠実な人材を得ることができたことによるものであり、現有の人数では各担当者にとって業務が相当の負担超過になっていることは事実として確認しておかなければならない。その意味では、今後大学本部に法科大学院関係の事務を専門に取り扱う部署を設けるなどの改善を施すことが望ましいと考えている。

【解釈指針 9-1-2-1】

本法科大学院の管理運営にかかわる事務を担当する大学本部の職員は、大学全体で実施している職員研修に参加しているほか、法務研究科長秘書及び法学部共同研究室の副手は全員副手としての業務を円滑に実施できるように採用時に研修を受けているが、今後は職員の能力向上のために、必要に応じて研修の機会を増やすことも検討していきたい。

【解釈指針 9-1-2-2】

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院の設置者は、学校法人学習院（以下「法人」という。）である。法人は、毎年度本法科大学院に対して一定額の予算配付を行うほか、本法科大学院に対する寄付及び本法科大学院が獲得した競争的資金については、法科大学院の教育活動等の維持・向上を図るために使用できるよう配慮している。ちなみに、本法科大学院は、平成 16 年度から 2 年間文部科学省の「形成支援プログラム」への申請が採択され、この資金を本法科大学院における徹底した少人数教育のために支出した。

法科大学院に対する予算配付額は、平成 19 年度が 69,879,000 円、平成 20 年度は 74,984,000 円である。平成 16 年の発足当時に比べると、実績に応じて増額されており、本法科大学院のような比較的小規模な法科大学院において教育活動等を適切に実施していくために必要な経費は一応賄うことができている。しかし、法科大学院においては、とりわけ法学情報データベース等を活用する必要性が大きく、その領域に多額の資金を要すること、また、法科大学院教育の理念や目標について周知徹底を図るための広報活動の充実が求められていることから、現在の予算規模でもなお十分とはいえないと考えている。

【解釈指針 9-1-3-1】 【解釈指針 9-1-3-2】

資料「平成 19 年度法科大学院予算執行状況」

単位（千円）			
予算配付額	決算額	予算残	予算消化率
69,879	51,583	18,296	73.8%

法科大学院に関する予算については、毎年 9 月に法人から全体の予算編成方針が示され、それに対して法科大学院で次年度に必要な事業計画に見合った予算要求を行うこととなっている。予算要求に関しては必要に応じて大学内でヒアリングを行い、大学内で他部門との間の調整を行ったのち、法人に予算要求書が提出される。これに加えて、法科大学院の責任者である法務研究科長は、大学と法人との協議機関である、院・大学連絡会及び法人が設置する各学校と法人との連絡調整機関である、科長会議の構成員となっており、法科大学院の運営に係る財政上の事項についても、その場で意見具申することができる仕組みとなっている。

【解釈指針 9-1-3-3】

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院は、平成 16 年 4 月の開設以来、学生に対して、法科大学院の授業評価アンケートを実施するとともに、個々の教員が施設・設備、学生支援体制等に関する学生の意見や要望を聞き取り、それを運営委員会や教授会、教員懇談会の場で検討し、学生にフィードバックするように努めてきた。平成 19 年 4 月には、こうした取り組みを、法科大学院独自の自己点検・評価作業として制度的に整備するために、自己点検・評価委員会を設置し、体制を整えた。そして、平成 19 年度中に、本法科大学院における教育活動等の状況について、自ら自己点検・評価を行い、その結果は平成 20 年 6 月現在、学習院大学のホームページ（<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/index.html>）上に公表されている。

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

1. 評価項目

法科大学院における自己点検・評価は、法科大学院が質の高い法曹を養成するための高度な法学専門教育を行う機関であることに鑑み、教育活動に関する事項に重点を置いて評価項目を設定している。研究活動は教育活動を支える重要な要素であるには違いないが、これは大学全体の自己点検・評価項目に入っており、そこで点検・評価の対象とされるべきものと考え、あえて法科大学院における自己点検・評価項目として取り上げていない。逆に、「教育の内容及び方法」「成績評価及び修了認定」「入学者選抜」「学生の支援体制」など、大学全体の自己点検・評価に比して、より詳細な評価項目を取り上げ、上記のような高度な法学専門教育を行う機関として責任ある教育を実施することができるように心がけている。

資料「学習院大学自己評価規程」

(自己点検・評価の事項)

第2条 自己点検・評価は次に掲げる事項について行う。

- 一 本学の在り方および目標に関すること。
- 二 教育活動に関すること。
- 三 研究活動に関すること。
- 四 学生の受入れおよび卒業生に関すること。
- 五 学生生活に関すること。
- 六 教員組織に関すること。
- 七 図書および学術情報に関すること。
- 八 社会との連携および国際交流に関すること。
- 九 施設、設備および環境に関すること。
- 十 財政に関すること。
- 十一 管理運営および組織機構に関すること。
- 十二 その他、自己評価委員会が必要と認める事項

資料「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」

(自己点検・評価の事項)

第2条 自己点検・評価は、次に掲げる事項について行う。

- 一 法科大学院の理念・目的
- 二 教育の内容及び方法
- 三 成績評価及び修了認定
- 四 入学者選抜
- 五 学生の支援体制
- 六 教員組織
- 七 管理運営

八 施設、設備及び図書館
九 社会への対応

2. 実施体制

すでに述べたように、本法科大学院では、平成19年4月1日に自己点検・評価規程を制定し、法科大学院全体として自己点検・評価を実施すべく、その実施体制を整えた。まず、法科大学院運営委員会のメンバーを中心に自己点検・評価委員会を構成し、法務研究科長が委員長となって、これを主宰する（同規程第4条、第5条）。自己点検・評価委員会は、①法科大学院の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定を行い、②法科大学院の自己点検・評価を実施し、③法科大学院の自己点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを公表することとなっている（同規程第3条）。また、この自己点検・評価の実施に当たっては、上記①～③の各段階において、教授会に諮ってその妥当性を担保するようにしている。

【解釈指針9-2-2-1】

資料「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」

（自己点検・評価委員会）

第3条 法科大学院に、次の各号に掲げる事項を行うため、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 法科大学院の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- 二 法科大学院の自己点検・評価の実施に関すること。
- 三 法科大学院の自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

（委員会の構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 法務研究科長
- 二 法務研究科主任
- 三 前2号以外の法務研究科運営委員会委員
- 四 その他法務研究科長が特に必要と認めた者

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は、法務研究科長とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

本法科大学院では、6月と12月の2回、定例の教授会の終了後に教員懇談会を開き、本法科大学院における教育活動全般にわたって情報を共有し、意見交換を行ってきた(別添資料9「法科大学院懇談会議題」参照)。授業運営や成績評価、学生生活に関する諸事項について点検・評価を行い、改善を要すると思われる点については、積極的に改善策を実行に移してきた。自己点検・評価の体制を整えてからも、この基本方針に変わりはない。自己点検・評価の結果、改善を要すると思われる点が明らかになったときは、自己点検・評価委員会の報告書に基づき、法務研究科長が具体的な改善策を法科大学院運営委員会に諮り、教授会の議を経て、それを実行に移すことになっている。

【解釈指針 9 - 2 - 3 - 1】

資料「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」

(自己点検・評価報告書作成後の対応)

第6条 法務研究科長は、委員会の報告書に基づき、改善が必要と認められる事項については、その改善に努める。

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

本法科大学院では、自己点検・評価の結果については、HP においてこれを公表して外部からの批判を仰ぎ、教育研究の水準の向上を図っているが、さらに、本学の教職員以外の第三者による検証を行うことについても、従来からの検討課題となっていたが、平成 20 年 4 月 15 日開催の教授会で実施することを正式に決定した(別添資料 10「平成 20 年 4 月 15 日教授会議事録抜粋」参照)。今後、これに基づき、外部評価のあり方について他大学の例をよく検討し、法律実務家や他大学の法科大学院の研究者教員を中心とする第三者による有意味な検証となるように、評価体制の構築に努めていきたいと考えている。ただし、平成 20 年度は、貴機構による法科大学院認証評価を受けることから、外部評価の実施については、平成 21 年度を予定している。

【解釈指針 9 - 2 - 4 - 1】

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本法科大学院における教育活動等の状況については、毎年度「よりよい社会の創造者となる法曹へ」という「呼びかけ」から始まる法科大学院広報誌を刊行するとともに、本法科大学院のホームページ (<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/index.html>) を開設し、積極的に情報の提供を行っている。また、特に本法科大学院の志願者に向けて、毎年度、入学試験に関する重要事項を記載した「学習院大学法科大学院学生募集要項」を刊行しているほか、学内外において年に数回の法科大学院説明会を開催している。ちなみに、平成 19 年度は、学内では、平成 19 年 6 月 27 日に在学生向けの説明会を、7 月 28 日には学外者向けの説明会を開き、学外では、6 月 30 日に複数の法科大学院と合同で開催する法科大学院説明会に参加し、入試関係を中心に本法科大学院における教育活動等の状況について説明した。平成 20 年度は、平成 20 年 5 月 29 日に在学生向けの説明会を開いたほか、7 月 26 日に学外者向けの説明会の実施を、また、6 月 28 日には学外での合同の法科大学院説明会への参加を予定している。

資料「入試説明会実施状況」

	平成 19 年度 (平成 20 年度入試)	平成 20 年度 (平成 21 年度入試)
学内者向け入試説明会 (学習院大学内)	6 月 27 日 (水) 18:00-19:00	5 月 29 日 (木) 18:00-19:00
廣告社主催ガイダンス (新宿エルタワー)	6 月 30 日 (土) 13:00-18:00	6 月 28 日 (土) 13:00-18:00
貿易広告社主催 ガイダンス (新宿センタービル)	7 月 7 日 (土) 13:00-18:00	7 月 5 日 (土) 13:00-18:00
早稲田セミナー主催 ガイダンス (高田馬場校)	7 月 14 日 (土) 14:00-17:30	7 月 12 日 (土) 14:00-17:30
入試説明会 (学習院大学内)	7 月 28 日 (土) 14:00-16:30	7 月 26 日 (土) 14:00-16:30

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

本法科大学院では、毎年度、法科大学院広報誌を刊行し、法科大学院のホームページを開設して、本法科大学院の教育活動や入試に関する情報を提供している。これらの情報媒体には、本法科大学院の、①設置者、②教育上の基本組織、③教員組織、④収容定員及び在籍者数、⑤入学者選抜、⑥標準修了年限、⑦教育課程及び教育方法、⑧成績評価及び課程の修了、⑨学費及び奨学金等の学生支援制度、⑩修了者の進路及び活動状況に関する情報が含まれている。したがって、本法科大学院では、これまで年報のような形で上記の各項目に関する情報を公表していないが、上記の情報媒体による情報の公開は、実質的に、法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を毎年度公表することに該当すると考えている。

(ホームページ <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b6.html> 及び別添資料 3 「広報誌」参照)

【解釈指針 9-3-2-1】

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、毎年度、最新の状況を反映したものとすべく、情報の更新に努めている。基準 9-3-2 に係る状況について記載した①～⑩に関する情報については、随時、教務部教務課及び入学課、学生部と連携して、法務研究科長室において調査・収集し、保管している。【解釈指針 9-4-1-1】

また、本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価の一環として行われる学生の授業評価アンケートと教員相互の授業参観の結果も、法務研究科長室に収集され、適切に保管されている。特に前者の学生による授業評価アンケートの結果に対しては、各教員が真摯に対応し、フィードバックに努めているが、必要に応じて、文書で回答することもある。これらについても、法務研究科長室に収集され、適切に保管されている(別添資料 1 1 「授業評価アンケート集計結果」)。

【解釈指針 9-4-1-1】

評価の基礎となる情報については、「学習院文書取扱規程」(別添資料 1 2 参照)により、完了文書について年度別、事項別に、適宜の方法により整理し、編綴の上、保存することや、文書の種類に応じて、永久、10年、5年、1年の期間保管することとしているが、特に、法科大学院における試験問題及び答案用紙については、「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」第8条により、自己点検・評価作業終了後5年間保存することとしている。

【解釈指針 9-4-1-2】【解釈指針 9-4-1-3】

資料「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程第8条」

第8条(文書の保管)

自己点検・評価に使用した文書等の保管については、学習院文書取扱規程の定めに従って行う。ただし、試験問題及び答案用紙については、自己点検・評価作業の終了後5年間保管するものとする。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

1. 既存の研究科と異なる専門職大学院法務研究科という組織上の位置づけにふさわしい独自の管理運営の体制が構築されており、法科大学院教授会を中心とした教員組織が法科大学院における教育活動等を適切に実施する主体として効率的に活動している。

2. 本法科大学院における教育活動等の状況について、法科大学院広報誌、法科大学院ホームページ及び入試募集要項等を通じて、積極的に情報を提供している。

(2) 改善を要する点

1. 本法科大学院の事務は、法務研究科長室に常駐する2名の法務研究科長秘書が、大学本部の教務部教務課・入学課、学生部等と連携して行っているというのが実情である。しかし、大学本部の法科大学院担当の職員は、教務課と入学課の各1名にとどまる。また、教務、入試、学生生活等に関する大学本部と法務研究科長室との事務分掌が必ずしも明確に定められておらず、法務研究科長室における事務の負担が過重となっている現状がある。そのため、大学本部において法科大学院の事務を専門に取り扱う部署を設けるか、あるいは、少なくとも現在の体制の中で法科大学院担当の職員を増員するとともに、法務研究科長室との事務分掌を現在よりも明確にして、担当者の過度の負担を軽減し、事務のより円滑な実施を図ることが必要である。

2. 自己点検・評価については、本法科大学院では、学生の授業評価アンケートのように、法科大学院の開設当初から実施して、その結果を教育活動等の改善に活かしてきたものもある。しかし、教員相互の授業参観のように、平成20年度に入って組織的に実施することとしたプログラムもあり、いまだ試行錯誤を続けているというのが実情である。その意味では、自己点検・評価のあり方について、なお改善の余地があると考えられる。

3. 本法科大学院では、本学の教職員以外の第三者による、いわゆる外部評価をいまだ実施していない。外部評価の体制を速やかに構築し、実施することが今後の課題である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院で使用可能な教室、演習室及び実習室の総数は115であり、すべての授業を支障なく効果的に実施することができる(別添資料13「教室一覧」参照)。

教室、演習室は基本的に法科大学院専用ではなく大学全体の利用となっており、そのような利用形態をとっているのは西1号館35室、西2号館23室、西5号館6室、南3号館14室、北1号館19室、東別館11室の計108室である。この他に、法科大学院と法学部(一部経済学部)との共同利用である教室、演習室が東2号館に6室ある。これらの教室・演習室は、事前の申請があれば、法科大学院生が自主的なグループ活動をする際にも使用を認めている。

法科大学院の授業はほとんどが少人数で受講することになり、最大でも1科目の履修人数は60名以内のため、既存の教室は十分な規模であると言える。

また、法科大学院で使用可能な教室、演習室のうち70室がマルチメディア教室であり、パソコン、ビデオ、DVD、CD、書画カメラ、スライドなどの利用が可能のため、授業に活用されている。特に、2002年に完成した西2号館は、全教室がマルチメディア教室となっており、法科大学院の授業で使用されることが最も多い。同棟5階には地方裁判所とほぼ同じ構造をもつ模擬法廷教室(西2-502室)もあり、模擬裁判などの授業に適した設備が整っている。

【解釈指針10-1-1-1】

現在本法科大学院の教員(専任教員及び兼任教員)は、東2号館と東1号館に個人研究室を割り当てられている。現時点では、研究者教員については、一人一部屋(29㎡)、実務家教員については、二人で一部屋(22㎡)を使用している。ただし、実務家教員については平成22年竣工予定の中央教育研究棟(仮称)にできる新しい研究室(28㎡)に移ることが予定されており、教育・研究環境の改善が見込まれる。

また、専任教員が研究のために使用している関連施設としては下記のものがある。

- ・ 法学部共同研究室（東2号館8階801号室 87㎡）
- ・ 法務研究科長室（東2号館8階821号室 54,4㎡）
- ・ 判例資料室（東2号館9階921号室 54,4㎡）
- ・ 会議室（東2号館8階第1会議室・第2会議室・第3会議室・東2号館13階大会議室）

非常勤講師については、西1号館1階に「非常勤講師控え室」があり、コピーなどの授業準備が可能である。職員2名が常駐しており、開室時間は平日8:30～18:00、土曜8:30～12:20が基本であるが、6限（18:00～19:30）の授業がある日は19:45まで開室している。

【解釈指針10-1-1-2】

現在、教員と学生との面談は主に教員の個人研究室、演習室、東2号館8階ロビーにて行われており、面談専用の部屋はない。ただし、平成22年竣工予定の中央教育研究棟（仮称）には学生面談室2室が設置される予定のため、面談スペースの幅が広がる予定である。

【解釈指針10-1-1-3】

法科大学院の事務を行う職員は、法学部共同研究室副手11名（法学部業務と兼任）と法務研究科長室秘書2名である。法学部共同研究室の面積は副手11名に対して87㎡であり、十分なスペースが確保されていると言える。また、法務研究科室秘書2名に対して54,5㎡のスペースがある。会議等もここで行われているため場合によっては手狭になるが、収納を工夫するなどしてスペースを確保するよう努めている。

【解釈指針10-1-1-4】

法科大学院学生203名（2008年5月現在。研究生を含む。うち4名は休学中）に対して、法科大学院専用自習室は合計166席ある。その内訳は下記の通りである。

場所	席数	パソコンの有無	利用可能時間	面積
東1-103	46席	○	7:00～23:00	116.4㎡
東1-204	20席	○	7:00～23:00	54㎡
東1-308	16席	○	7:00～23:00	44.6㎡
東1-309	8席	×	7:00～23:00	22㎡
東2-206	21席	○	8:00～22:00	60.5㎡
北1-204	15席	○	7:00～23:00	35.1㎡
北1-205	25席	×	7:00～23:00	47㎡
北1-206	15席	○	7:00～23:00	41.4㎡

自習室は、3年生・研究生用の東1号館2室と東2号館の1室を除き、自由席である。全ての自習室が1席ごとにパーティションで区切られている。また、東1-309と北1-205以外は1席に1台、パソコンが完備されており、全てのパソコンが大学のLANに接続しているため、下記データベースアクセスすることができる。

- ・ TKC：法科大学院教育研究支援システム
- ・ LIC：LLI 主要法律雑誌判例検索システム
- ・ 第一法規：法情報総合データベース
- ・ 第一法規：ベーシックラーニング（未修者のみ）

また、この他にロッカー室があり、全法科大学院学生に一人1台ロッカーの使用を認めている。このロッカー室と法科大学院図書室、さらに下記3部屋にプリンターとコピー機を設置している。

部屋名称	プリンター	コピー機
東1-101 (ロッカー室)		
東1-102 (法科大学院図書室)	2台(富士ゼロックス DocuPrint405)	1台 (RICOH imagio Neo452)
東1-103		1台 (KONICA MINOLTA 7235)
東1-204	1台(富士ゼロックス DocuPrint405)	
北1-207 (ロッカー室)	2台(富士ゼロックス DocuPrint405)	1台 (KONICA MINOLTA 7145)

上記法科大学院専用自習室の他に、自習室より法経図書センター内の書庫などを勉強環境として好む学生も少なからずいる。そのため、自習室の机が不足しているということはない。法経図書センター内の席は下記の通りである。

場所	席数	パソコン台数	利用可能時間
3階・4階書庫内	36席	8台	8:50~20:00
5階	58席	16台	8:50~20:00
6階	142席	0台	8:50~20:00
7階	152席	16台	8:50~20:00

特に、7階のPCの利用できる自習席16席、グループ学習室2室(18席)は法科大学院の学生が比較的頻繁に利用している。

上記の通り、法科大学院学生が使用可能な自習室は東1号館・東2号館・北1号館の3つの建物に分かれているが、全て「大学図書館」「法経図書センター」「法科大学院図書室」の近くに位置している。

【解釈指針：10-1-1-5】

現在、法科大学院専用の施設は下記のみとなっている。

- ・ 自習室 (前掲の表の通り 8 室)
- ・ ロッカー室 (東 1 号館 101 号室、北 1 号館 207 号室)
- ・ 法科大学院図書室 (東 1 号館 102 号室)
- ・ 法務研究科長室 (東 2 号館 821 号室)

しかし、下記施設についても法科大学院が管理に参画したり、教育及び研究のために支障なく使用したりすることができる。

施設名	管理者	法科大学院の参画方法・使用方法
大学図書館	大学図書館	法科大学院教員が「大学図書委員会」に参加。
法経図書センター	法経図書センター	法科大学院教員が「法経図書センター管理・運営委員会」に参加。
東 1・2 号館以外の教室・演習室	教務課	教務課に予約を依頼。
東 1・2 号館の教室・演習室	法学部	共有ドライブにて予約可能。
法学部共同研究室	法学部	共同利用
ワークステーション	法学部	共同利用
判例資料室	法学部	共同利用

【解釈指針 10-1-1-6】

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために使用されている機器は下記の通りである。下記の設備は設置場所にかかわらず、法科大学院教員・副手が自由に使用することができる。

設置場所	機械名	台数	機種名
法務研究科長室	コピー機 (FAX/スキャナ機能搭載)	1台	富士ゼロックス DocuCentreIII C4400
法務研究科長室	印刷機	1台	RICHO Priport JP5050
法務研究科長室	スライド	1台	IZUMI-COSMO
法務研究科長室	プロジェクタ	1台	EPSON EMP-732
法学部共同研究室	コピー機	1台	富士ゼロックス DocuCentreIII 5000
ワークステーション	コピー機 (スキャナ機能搭載)	1台	富士ゼロックス DocuCentreIII C4400
ワークステーション	印刷機	2台	RICHO Priport N500 RICHO Satelio DU08
ワークステーション	ページセッター ファイルセッター	2台	LION LC-400、LC-402 Dupro DC-10、DC-S4
ワークステーション	紙折機	1台	Dupro DF-520
ワークステーション	裁断機	1台	Dupro DS-416
ワークステーション	製本機	1台	Fastback model 11
ワークステーション	FAX	1台	RICHO RIFAX SL3400

【解釈指針10-2-1】

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本学には、法学部（法学研究科、政治学研究科を含む）、経済学部（経済学研究科、経営学研究科を含む）、法科大学院の専攻に係わる専門的教育・研究に必要な資料の収集と提供を目的とする法学部・経済学部図書センター（以下「法経図書センター」という）が設置されている。

法経図書センターの管理運営は、法学部、経済学部、法科大学院の専任教員から選出された図書委員からなる法経図書センター管理・運営委員会及び各々の教授会で行っている。

基本的に日曜・祝日等以外は開館しており、休日でも法科大学院の授業がある場合は臨時開館を実施している。

資料「開館時間」

	平 日	土 曜 日
通常期	8 : 50 ~ 20 : 00	8 : 50 ~ 20 : 00
試験期（7月、1月）	8 : 50 ~ 21 : 00	8 : 50 ~ 20 : 00
4月第1週、大学祭期間	8 : 50 ~ 16 : 30	8 : 50 ~ 12 : 10

学部図書館の特性として、法学部、経済学部、法科大学院の専任教員は法経図書センターを24時間利用できる体制をとっており、共同研究室に保管された鍵で夜間でも利用が可能である。

また、法経図書センター閉館時に法科大学院の学生が支障なく学習できるように、法科大学院自習室に隣接して、法科大学院の学生専用に法科大学院自習室用図書室（東1-102）が設置されており、下記の主要法律雑誌を配架し、学生が自習室利用時間中はいつでも自由に閲覧できるようになっている。ただし一部の学生が独占使用しないように、配架された雑誌はいずれも禁帯出扱いとし、自習室内でしか閲覧できないようになっている。頻繁に使用する判例時報、判例タイムズは2冊ずつ配架している。法科大学院自習室用図書室にはコピー機が1台設置されており、所蔵雑誌について複写することが可能である。

【解釈指針10-3-1-1】

資料「法科大学院自習室用図書室配架雑誌一覧」

雑誌名
判例時報
判例時報 総索引
判例タイムズ
判例タイムズ 総索引
判例タイムズ 判例年報
判例タイムズ 主要民事判例解説
判例評論
最高裁判所判例集 民事
最高裁判所判例集 刑事
最高裁判所判例解説民事編
最高裁判所判例解説刑事編
民商法雑誌
法学協会雑誌
法律判例文献情報

法経図書センターは東2号館（法学部・経済学部教育研究棟）の3～7階までを占め、床面積約6,300㎡、収容可能冊数は約61万冊である。主なスペースの面積と座席数は「法経図書センター規模一覧表」のとおりである。

資料「法経図書センターの規模一覧表」

階	室名	面積 (㎡)	閲覧席 数	収容冊数	面積小計 (㎡)
3F	書庫	1,079.9	18	273,000	
	貴重書室	32.4			
	その他	248.41			1,360.71
4F	書庫	1,045.5	18	308,000	
	マイクロ資料コーナー	64.8			
	その他	250.31			1,358.72
5F	メインホール	171			
	メインカウンター	31.5			
	参考図書・新聞コーナー	162	26	11,000	
	資料検索コーナー	97.2			
	A Vコーナー	64.8	12		
	A V準備室	32.4			

	新刊雑誌コーナー	216	20		
	コピーコーナー	36			
	事務室	210.6			
	その他	321.96			1,343.46
6F	開架閲覧席	677.7	112	72,000	
	開架雑誌コーナー	51.8	20		
	コピーコーナー	15.8			
	閲覧ラウンジ	36	10		
	その他	377.22			1,158.52
7F	閲覧席	299.7	108		
	閲覧室	97.2	44		
	グループ学習室2室	49.6	18		
	閲覧ラウンジ	36			
	図書演習室(経済学部)	64.8	36		
	図書演習室(法学部)	64.8	36		
	会議室	56.7	30		
	スタッフルーム	64.8			
	その他	404.23			1,137.83
	合計	6,361.23	508	664,000	

法経図書センターは中央階の5階が入口となり、6階が約7万冊収容の開架フロア、7階はグループ学習室や演習室もある閲覧フロア、3階と4階が書庫という構成である。5階のエントランスホールは、7階までの吹き抜けでトップライトからの採光と青空が楽しめる印象的なスペースとなっている。5階には約1万冊収容の参考図書コーナー、新聞閲覧コーナー、資料検索コーナー、AVコーナー、新刊雑誌コーナー、事務室がある。

平成19年度末の蔵書数は、555,026万冊（内訳：和図書300,263冊、洋図書254,763冊）であり、和雑誌1,571種類、洋雑誌964種類、合計2,535種類を継続している。

受入した図書資料は、教員の研究用図書、学術雑誌として3・4階の書庫に約47万冊、学習用図書、開架雑誌、授業に必要な「指定図書」などが6階開架図書コーナーに約7万冊配架されている。学術雑誌は和洋あわせて約2,500タイトル、電子ジャーナルは、293タイトル（和書1タイトル・洋書292タイトル）あり、学部図書館としては充実したタイトル数を誇る。

法経図書センターには職員10名（嘱託含む）とアルバイト4名がおり、職員は全員司書資格を持ち、閲覧・貸出業務、利用指導のほかガイダンス、レファレンス業務など専門的な業務を行う体制が整っている。さらに充実した利用者教育を行うため法律関係・著作

権など学外研修への参加、TOEICなどの語学学習により図書館員としてのスキルアップを図っている。

【解釈指針10-3-1-2、10-3-1-3】

図書予算は主として学部・研究科の専任教員用として配分され、選書も教員の研究用図書、学生の学習用図書ともに各専任教員を中心に行っている。高額な図書、学術雑誌バックナンバーやマイクロ資料などは、各学部・研究科の教授会等の決裁を経て高額図書費あるいは補助金の申請により計画的に購入している。学生の学習用図書については、法経図書センターの選書委員も入門書、概説書や担当の教員がいない分野などの選書を行っている。また、「シラバス」に掲載された参考図書は開架図書としてすべて購入しているほか、学生の購入希望も受け付けている。また、法律関係以外にも、毎年法科大学院で特別授業として行っているソーシャルスキル関連の図書も備えるように配慮している。

【解釈指針10-3-1-4、10-3-1-5】

法経図書センターでは、利用者教育を「学生の自学自習を促進するために、教員と密接に連携をとりつつ、授業・カリキュラムの支援として行うサービス」と考え、計画・実施している。

日常的なデータベース検索指導や文献探索指導の他、4月初旬に法科大学院の学生全員が参加する法経図書センター利用ガイダンスと館内ツアーを実施している。館内ツアーは、説明が十分に行き届くように、十数名のグループごとに分け、少人数で案内できるように配慮している。

また、専任教員と学生が個人ID利用できる法律判例文献検索データベースについて（TKC法科大学院教育支援システム、LLI主要法律雑誌判例検索システム、第一法規法情報総合データベース）は、法務研究科長室が契約し、供給元から講師を招き、講習会を行っている。

【解釈指針10-3-1-6】

法経図書センターが管理するPCとしてOPAC検索性PCを3～6階に計8台、データベース・CD-ROM検索専用PCを5階に4台設置している。この他に大学計算機センターが管理する学生の学習用PCが3～7階に合計37台設置されている。

AVコーナーにはVHSビデオ視聴ブース7台とビデオ/DVD視聴ブース5台、及びLDも12台設置しており、利用者持ち込み資料の視聴も可能である。

また法経図書センターはマイクロ資料を多く所蔵しており、資料の利用はマイクロフィルムリーダープリンター（1台）で対応している。

利用者に提供している座席数は前掲の「法経図書センター規模一覧表」のとおりの内訳で、3～7階まで演習室・会議室を含めて508席である。3、4階書庫には1人用キャレル、6階開架フロアには開放的な雰囲気の大机や閲覧席、7階閲覧フロアにはグループ討議用の「グループ学習室」や静かに勉強したい利用者のための「自習室」を配置して

いる。7階の演習室は、授業で使っていない時間帯に利用したいときは、法学部共同研究室で予約可能であり、法科大学院の学生が自主ゼミの目的で使用する人が多い。

そのほか、セキュリティー対策のため5階出入口に入・退館システム装置を設置し、利用者のプライバシー保護と貸出処理のスピードアップを図るため6階開架フロアにはABC（図書自動貸出機）を1台設置している。

【解釈指針10-3-1-7】

2 優れた点及び改善を要する点等

10-1 施設の整備について

(1) 優れた点

法科大学院のみでなく大学全体で教室を共用しているため、選択の幅が広いこと、マルチメディア機材が充実した教室が多いこと、データベースが充実していることをあげることができる。また、自習室は基本的に7:00~23:00と長時間にわたり利用が可能である。加えて、学生の要望に応え、年末年始の利用も平成19年度より実現した。

(2) 改善すべき点

現在、学生の自習室は、東1、東2、北1号館の3ヶ所に分散している。そのことについて特に学生から苦情はでていないが、集中することが望ましいと思われる。この点は、平成22年に新中央教育研究棟が竣工する予定であり、自習室が一箇所にまとめられることにより改善される見通しである。また、現在東1号館で二人一室となっている実務家教員の個人研究室について一人一室を確保することができるようになる。

10-3 図書館の整備について

(1) 優れた点

法学部・経済学部教育研究棟に設置されており、法科大学院自習室のある建物からもアクセスしやすい場所にあること、法科大学院の休日開講日には開館されるほか、試験期は21時まで延長開館されており、教員は24時間使用可能であることをあげることができる。また、司書資格を持つ職員のきめ細やかなガイダンス、館内ツアーを実施しており、十分な数の蔵書、座席、パソコンが用意されている。さらに法経図書センター閉館時にも学生が支障なく学習できるように、主要法律雑誌を配架した法科大学院自習室用図書室があり、その中にはコピー機も設置されている。

(2) 改善すべき点

法科大学院自習室用図書室は54㎡の広さしか確保されていないため、必ずしも十分なスペースであるとはいえない。しかし、この点も平成22年竣工予定の新教育研究中央棟に広さ約80㎡のスペース確保が決まっているため、改善できる見通しである。

別添資料目次

- 1-1 平成20年度法科大学院履修要覧・シラバス
- 1-2 平成19年度法科大学院履修要覧・シラバス
- 2 平成21年度専門職大学院法務研究科(法科大学院)入学試験要項
- 3 平成21年度学習院大学法科大学院案内(広報誌)
- 4-1 平成20年度法科大学院授業時間割
- 4-2 平成19年度法科大学院授業時間割
- 5 平成19年度学習院大学法科大学院科目別成績評価割合
- 6 平成20年2月20日及び平成20年3月7日法科大学院教授会議事録抜粋
平成20年度前期法科大学院授業参観報告書
- 7 学習院大学専門職大学院学生納付金等減免制度
- 8 ジュリナビ概要
参加校一覧
- 9 法科大学院懇談会議題
(平成19年6月12日、平成19年12月11日、平成20年6月10日)
- 10 平成20年4月15日法科大学院教授会議事録抜粋
- 11 平成19年度授業評価アンケート学年別集計結果
- 12 学習院文書取扱規程
- 13 教室備品等の一覧
- 14 平成20年度法科大学院新入生等行事予定表

本文抜粋諸規程の全文

- ・ 学習院大学法科大学院教員選任規程
- ・ 採用の手続に関する法科大学院内規
- ・ 学習院大学法科大学院研究休暇規程
- ・ 学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程
- ・ 学習院大学自己評価規程
- ・ 学習院大学法科大学院自己点検・評価規程
- ・ 学習院大学専門職大学院学則(成績評価基準に関する抜粋)

別紙様式1

別紙様式2

別紙様式3

別紙様式4